

## 50年代改憲論と新聞論説（1952－1957年） —中間報告—

梶 居 佳 広\*

### はじめに

日本国憲法は、制定から現在に至るまでたびたび改定（以下、改憲とも表記）要求を受け続けてきた。特に1952年サンフランシスコ講和条約発効に伴う独立回復からの数年間は、占領体制見直しの気運から計10以上の憲法改正案が登場するなど保守政党を中心にした全面改憲の動きが高揚し、明文改憲の可能性が今のところ最も高まった時期とされる。一方で1950年代は、日本国憲法を擁護或いは改憲に反対する（政党レベルでは社会党、特に左派中心の）運動も勃興し、その結果所謂「改憲」「護憲」の枠組・対立構図が成立することになる。要するに1950年代は、今日なお続く日本国憲法の是非をめぐる論争の出発点に位置づけられる時期であったといえよう。

本稿は、当時国民大衆にとって最も身近なメディアといえる新聞が1950年代の日本国憲法、特に改憲の動きをどう評価していたかについて、主に社説・論説を検討することを目的とする。この時期の日本国憲法に関する新聞論説についての研究は、憲法学者を中心とした膨大な時評・論文や渡辺治氏に代表される改憲をめぐる歴史研究<sup>1)</sup>に比べ不十分なものに止まっている。所謂全国＝中央紙（『朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』）の論調については、古くは小林孝輔、近年は古関彰一両法学者による論考があり<sup>2)</sup>、それぞれ「1960年新安保前後から憲法擁護の論調が弱くなった」「現在護憲に近い論調

---

\* 立命館大学非常勤講師

の『毎日新聞』が改憲を、改憲派の『読売新聞』が護憲を唱えた時期があった」との指摘がなされているが、全国紙以外の地方紙になると研究は殆ど存在しない。そうした中、日本新聞協会の半谷高雄氏が地方紙を含めた論調を調査（1964年）しており<sup>3)</sup>、1952-1954年は改憲論が優勢であったがそれ以降は慎重論が強まり、また憲法について明快な意見を展開しなくなったと指摘している。前述した渡辺氏の研究は、新聞論調については半谷氏の調査に依拠しており「1956、57年あたりが論調変化の過渡期であった」としている。その上で渡辺氏は、この時期の新聞について「社会変化と支配層の憲法政策の転換にかなり正確に対応し、両者のバランスを取りながらその転換を促進する役割を果たした」と評価するのであった。

私も半谷=渡辺氏の見解を基本的に踏襲するものではある。ただし半谷氏の調査は、対象を憲法記念日社説に限定しているという問題を抱えており、この点不十分な調査であることは否定できない。そこで本稿では、1952年4月28日講和発効から憲法調査会設置決定の翌年にあたる1957年5月3日=施行10年までの中央・地方紙の憲法をめぐる社説を対象とし、その間の論調の特徴を検討する。もっとも本稿では今まで紹介されることの少ない地方紙に力点を置きたいが、2010年8月までに調査できた以下に記す新聞に限定している。従って今回は中間報告であり、より詳細な報告は全新聞が収集できた時点で改めて行うことにしたい。なお日本の新聞は、i 全国=中央紙と地方紙、ii 戦時期に強行された「一県一紙体制」で成立した既存紙と戦後創刊ないし復活した新興・復興紙に分類され、iii 新興紙については、さらに第2県紙、都市夕刊紙、地域紙に分類することができる<sup>4)</sup>。

本報告対象新聞：①全国紙（『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』）②東京発行紙（既存紙『東京新聞』、復興紙『時事新報』、両紙とも都市夕刊紙の性格も有する）③既存地方紙（『北海道新聞』『東奥日報』『岩手日報』『河北新報』『山形新聞』『福島民報』『山梨日日新聞』『信濃毎日新聞』『中部日本新聞』『伊勢新聞』『中国新聞』『徳島新聞』『愛媛新聞』『西日本新聞』『熊本日日新

聞』『南日本新聞』）。④新興地方紙（第2県紙『福島民友新聞』『栃木新聞』『山梨時事新聞』『徳島民報』、都市夕刊紙『国際新聞』、地域紙『デーリー東北』）。

新聞の類別・特徴については、後でも簡単に触れることにするが、一点、近年の憲法論議に関して「現状に妥協的な全国紙」に比べ「地方紙は「護憲」論が圧倒的」との指摘がなされ<sup>5)</sup>、この点1950年代も前述した半谷氏の調査によると1955年以降地方紙の大半が改憲慎重であったとされている。今回の論文でもこの点に留意して検討したい。なお引用する社説は原則日付のみで題名は省略し、また『新聞』名の「新聞」も省略する。

## Ⅰ. 吉田政権期の憲法論議と新聞論説

独立回復時の首相は吉田茂（自由党）であり、彼は1954年12月総辞職するまでその地位にあった。周知の通り、吉田は在任中憲法改定に乗り出すことには慎重姿勢を崩さなかったが、他方憲法を軽視するかのようになし崩しの再軍備、「復古的」とされる国内体制再編を推進した。一方、保守勢力の中でも自由党鳩山（一郎）派や改進黨（重光葵総裁）といった反吉田勢力が存在したが、彼らは吉田路線への対抗もあって明文改憲を最も積極的に主張した。改憲に反対する（左右）社会党の動向も含め、これら政治勢力の合従連衡やアメリカとの関係が憲法問題の推移に大きな影響を与えたことをここで改めて確認しておきたい。

### （1）前史：独立回復前＝占領期

本稿が検討対象とする時期は独立以降であるが、歴史的背景として占領期の全国・地方紙の憲法論議についてもごく簡単に紹介したい<sup>6)</sup>。

日本国憲法は1946年公布、翌年施行されたが、1946年3月日本政府による草案要綱発表以降、戦前天皇制の残存などを指摘してその内容を不徹底と考える『民報』『夕刊京都』といった左派系新興紙や逆に天皇元首論を主張し

た『南日本』や国民主権に不満の『佐賀』などを除き、大半が憲法草案・改正案を支持・称賛した。また今挙げた不満派も憲法公布・施行時には改正支持をより明確にしており、結局全紙が日本国憲法を肯定するようになる。

1947年施行以降の憲法施行＝記念日の各紙は、憲法擁護を前提とした「啓蒙型」社説が大半を占めていた。すなわち「平和主義と民主主義」を特徴とする日本国憲法の意義を説いた上で、日本の現状が「封建制の残存」や「自由の履き違え」など憲法が謳った理想に達していない事実を指摘し「国民の自覚」を求めるといった内容である。以上のような社説が1950年まで続くこととなる。そのため1948年に表面化した極東委員会主導の憲法再検討に対する新聞の関心は極めて低かった。すなわち社説で取り上げた新聞はごく一部に止まり、仮に社説で論じても大半が時期尚早論であった<sup>7)</sup>。ただ本論との関係で幾つか興味深い事実を挙げておくと、(1)制定期には日本国憲法に距離をおいていた『東京民報(旧民報)』『夕刊京都』は、憲法再検討は保守勢力主導と解して改憲に警戒(『東京民報』)するか、護憲の立場を明確(『夕刊京都』)にしたこと、(2)一方で在日華僑が経営していた『国際』は「日本の民主化完成」の立場から①天皇制廃止も視野に入れた天皇の国事行為全廃、②一院制、③「国民」「何人」という文言など人権規定の不明確さの是正を内容とする改憲を主張したこと、(3)結論は時期尚早とした『毎日』も天皇の国事行為の他、二院制、内閣総理大臣選出等の規定については問題があると指摘していたこと、(4)そして、何れの新聞も第9条(戦争放棄)は議論すべきポイントに入れていなかったこと、以上4点である。

このような憲法と新聞の関係が一変したのは、通説通り1950年6月朝鮮戦争勃発と翌月の警察予備隊発足であった<sup>8)</sup>。要は事実上の再軍備と第9条との関係をどう考えるかが問題となったが、警察予備隊については「旧日本軍復活」と警戒した『国際』(なお『国際』は1949年初頭以降中国共産党＝のちの中華人民共和国を事実上支持するようになっている)も含めその存在を否定する論調はみられなかった。そして一部新聞は憲法見直しを論ずるよう

になった。例えば、韓国を支持する在日コリアンが経営していた『新世界』は7月26日社説で戦争に備えた再武装目的の改憲を主張しており、『読売』は12月16日社説で明確な表現ではないものの9条改定の立場をとるようになった。他に『河北新報』『東京』『時事新報』が再軍備是認と「9条を護持さえすればよいとする平和主義」への批判を展開しているが、この点論説の配信で地方紙に大きな影響を与える共同通信の場合、7月は「再軍備や改憲を考えたくない」としていたが、1951年1月になると「再軍備合憲論」を、そして憲法記念日には「9条改憲、他は擁護」という『読売』に類似した見解をとるに至っている。

このため1951年憲法記念日は、前年までとは大きく変化した。すなわち、それまでの「啓蒙型」社説が激減、というか憲法をテーマにした社説そのものが大幅に減少した（既に1949年以降、共同配信論説を利用する地方紙が増加していたが）。『朝日』『毎日』は同時期（5月1日）のリッジウェイ連合国軍最高司令官の権限委譲声明の意義に力点を置き、憲法には殆ど言及していない。9条について『国際』が「再軍備不可避は虚構」として憲法擁護を主張し、他方前述した共同配信と一部地方紙は9条改憲の必要を指摘したが、大半は9条改憲の可能性を示唆するか改憲の是非は触れずじまいであった（なお9条以外の改定を論ずる新聞は皆無である）。

独立回復以降の憲法論議の前提として最後に指摘しなければならないのは、独立回復前後に日本国憲法制定の事情が明らかになったことである。新聞でも『朝日』1952年4月5 - 9日「憲法はこうして生まれた」や共同通信記事（1952年5月2ないし3日）などで報道されているが、ここから日本国憲法は「押し付けられた」「翻訳調」の憲法との議論（「押し付け憲法論」）が浮上するようになる。

## （2）1952年5月—1953年5月（憲法記念日）

### ①1952年憲法記念日前後

1952年憲法記念日は独立回復（4月28日）と前述の「押し付け憲法」が紹介された時期にあたるため、4月末から憲法を論ずる新聞が現れ地方紙でも新聞世論調査連盟調査（憲法改正賛成42.5%、反対27.7%、わからない29.8%）が掲載されていた<sup>9)</sup>。ところが5月1日に「メーデー事件」が発生したため、3日の社説は多くがこの事件を取り上げ憲法は脇に置かれる結果となった。特に地方紙で憲法を取り上げたのは今回調べた新聞の中では半数にも満たない<sup>10)</sup>。『西日本』も題名こそ「平和憲法と暴動事件」であるが、内容はメーデー事件であって憲法への言及は殆どないのであった。

こうした中、この時期に憲法を論じた新聞は全て日本国憲法改定の是非に触れていた。論点としては、1. 「押し付け憲法」の是非、2. 再軍備と憲法第9条、3. （再軍備も含めた）憲法条文と現状の関係をどう考えるかであった。このうち「押し付け」については、『福島民友』のみ「与えられた憲法を大本にしては属国たる感を深くする」として改憲を主張したものの、他は「押し付け」理由の改憲には反対していた。再軍備については、「ソ連・日共」の脅威」という現実から「理想主義に走りすぎ」として9条改憲は「刻下の急務」とした『読売』や「自らまいた種の結果」として「押し付け」論には反発しつつも、「何らかの戦力を予想する条約（引用者注：日米安保条約）を結びながら憲法の調子をそのまま残すのは一種のゴマカシ」という『熊本日日』がある一方、「状況の変化」や「自衛力と再軍備の境界が不明確」であることは認めつつも経済力の問題や「自衛力問題を逆用して民主化全体を後退させる企図」があり、「自衛に名を借りて侵略戦争に至った歴史」もあるとして改憲に反対する『北海道』や「再軍備と憲法改正は議論が不十分」として改憲に慎重な『中部日本』『南日本』と意見が分かれた<sup>11)</sup>。興味深いのは『朝日』の見解であって、「民主主義と平和主義を現実に前進させる」ために「憲法を守り抜く決意こそ、何よりも大切」とし再軍備目的の改憲も明確に否定したが、その一方「当面のところこの条約（引用者注：日米安保条約）の効果に期待をかけるのは全く当然ではあるまいか」として

日米安保条約の存在を前提とする主張を展開するのであった（4月29日）。

条文と現実については、『毎日』が「融通性のある解釈で却って国民の遵法精神を傷つける」として「憲法の精神を尊重、擁護するために、やむを得ない場合、改正の覚悟」を説き、『山梨日日』は「現実におぼれて理想の火を消してはならない」が「自国の安全を他国に依存する体制は如何なものか」といい、解散権、黙秘権濫用、自治体の長の直接選挙、条約承認に対する国会の関与なども憲法規定が不明確と主張するが、一方『山梨時事』は国際情勢からも改正すべきでないが国民は「制定当時よりも現在の方が憲法内容に順応」しているとし、また『信濃毎日』は前述のメーデー事件と絡めて「暴力に強く対抗しようとするならば、自由と人権を保障した憲法の條章を守る努力が何よりも重要」と主張するなど、ここでも見解は二分された。ただ全体的には、改憲を滲ませた『毎日』も含め、『徳島』社説（4月30日）や誌上討論で改憲・護憲両論を併記した『西日本』『岩手日報』など、論議は必要だが直ちに改憲に踏みこむことに慎重な論調が優勢であったとまとめることができる。

ただし、憲法記念日が過ぎてから改憲を求める議論も出てきている。すなわち、『河北』は7日社説で憲法記念日式典における「新憲法の精神を発揮」と発言した天皇の式辞を「天皇が公然と政治発言」し、「政府が天皇を政治利用」したとして批判しているが、29日になると日本国憲法は「西洋語直訳のもので日本人の身に付いた生活の規範には容易にならず」、「内容が優れたとしても外から作られたものという歴史は非常に障害」と「押し付け」に近い立場から憲法批判を行っている。また『栃木』5月30日社説は芳賀で演習を行う警察予備隊を紹介しつつ再軍備目的の「憲法改正を断行すればよい」と主張している。

なお、この時期大きな政治的争点となったのは破壊活動防止法（7月4日成立）問題であるが、『時事新報』を除く大半の新聞が同法案に反対ないし憂慮する姿勢はみせていた。ただし憲法との関係となると、破防法が憲法で

規定された言論の自由に抵触する恐れがあるとの指摘は多くの新聞でなされているものの、それ以上の議論、例えば破防法は憲法違反であるとか、破防法を通じて憲法を論じるといった論説はみられなかった。

## ②第25回総選挙（1952年10月）前後

8月26日衆議院が解散され（「抜き打ち解散」）、第25回総選挙が10月1日に実施された。独立回復後初の総選挙であり、争点の一つとして「再軍備問題」が挙げられた。そのため事実報道としてはこの時期再軍備に関する記事が目立つようになる。

しかし結論から述べると新聞論説において再軍備、ひいてはその先の憲法改定の是非が深まることはなかった。確かに、解散前から『朝日』（7月1日）は再軍備・憲法改正時期尚早論を主張する一方、吉田首相の保安隊への訓示についての『時事』（8月5日）『河北』（8月13日）は再軍備当然論（特に『河北』は第9条を「他動的な飛躍した考えに基づく規定」とし、再軍備は「憲法を出発点とせず、憲法以前にさかのぼって考察する必要」という）を主張していたし、解散後は全国紙の他、『北海道』『東奥日報』『岩手日報』『山梨時事』『信濃毎日』『中部日本』『伊勢』『中国』『徳島』『愛媛』『西日本』『南日本』、共同配信＝『山形』『福島民友』『山梨日日』が再軍備問題をテーマにした社説を掲載している<sup>12)</sup>。しかしその殆ど全てが各党の見解や論点整理、または議論喚起に止まっており、積極的見解はみられなかった。

こうした中、「憲法は現実から悲劇的に飛躍」と憲法並びに議論を避ける吉田首相を批判した『読売』（9月12、17日）をはじめ、『時事』（1、24日）『熊本日日』（19日）は再軍備の必要性を主張している。『毎日』（13日）も再軍備反対を主張する左派社会党や労農党を「無責任」と批判する一方、保守各党は「主体性と指導力欠如」とも評していた。一方『信濃毎日』（8月31日、9月11日）は国際情勢＝緊張緩和の観点から、『中国』（23日）は自衛力と戦力と武力の限界が示されない点から再軍備に慎重な見解を提示していた。さらに選挙終盤、京都で発足した憲法擁護教授連盟について『愛媛』（27日）



と『国際』（28日）が紹介し、特に『国際』は護憲の立場から連盟に期待を寄せる主張を行っている。

10月1日の総選挙結果（自由党が辛うじて過半数の240、改進黨は85で後退する一方、右派57、左派54と左右社会党が躍進）については勿論大半の社説のテーマとなったが、憲法に言及した社説は殆どなかった。むしろ選挙終了直後の10月4日に鈴木茂三郎左派社会党委員長が提訴していた警察予備隊違憲の訴えが最高裁で却下された件について、「判決は予想通りだが、予備隊が戦力であるかどうかは裁判の問題である前に憲法を尊重する心構えの問題として重大」であって政府に反省を求めた『信濃毎日』（10日）と「判決は憲法第81条の解釈であり第9条を解釈したものではないが、このことを「再軍備賛成の判決でけしからんと」の反応が予想される」一般国民に理解させることができるのか」と暗に平和主義を批判した『河北新報』（15日）の2紙が社説で取り上げている。

総選挙の後、議會審議が再開されると再軍備論議もまた再燃した。ただし論議は（以前と同様）掲載されても議論喚起の社説ばかりで、11月25日発表の日本国憲法第9条の「戦力」に関する吉田内閣統一見解への社説としての反応は皆無であった。1953年に入ると、『中国』（1月8日）と『南日本』（2月5日）が憲法改正問題について言及しており、両紙とも現在の憲法論議は観念論に過ぎず改正は時期尚早と主張している。またこの時期政府が憲法改正手続き整備として提出した憲法改正国民投票法案が幾つかの新聞で取り上げられているが、改憲に慎重であった『朝日』（1月22日）が投票法案を「おおむね妥当」と評価したのに対し、地方紙の『徳島』（2月10日）、『西日本』（11日）、『愛媛』は問題点（『徳島』は法案提出の時代的背景、『西日本』は法案に最低投票数規定がないこと）を指摘している。特に『愛媛<sup>13)</sup>』は、法案提出前（1月10日）から「憲法改正とは現憲法が要求する根本方向の発展に役立ちうよう主権者たる国民の意思が達成される状況において議する」必要があるが、法案は「國務大臣や政府機関が発議、ないしは形式的発議の

前に実質的発議を行う」という「重大な疑義」があるという。そして「現憲法の基本的原則を無視して顧みない政府」の下「デモクラシーとの決別を意味する改正」となる危険さえ主張している。次いで2月15日社説においても、最低投票数規定の欠如や「憲法全体を一括しての改正」を指摘し強く法案に反対するのであった。これら地方紙の反対は法案内容もさることながら、法案成立による政府主導の改憲への警戒感が色濃く表れていたといえよう。なおこの法案は「バカヤロー解散」により廃案となった。

### ③第26回総選挙と1953年憲法記念日

2月28日衆院予算委員会での吉田首相発言から自由党鳩山派の造反もあって内閣不信任案が成立。吉田は直ちに衆議院は解散し4月19日に第26回総選挙が行われた。

この選挙時の新聞は半年前の前回選挙とよく似ていた。争点の一つが再軍備とされ事実報道は数多くなされるが、社説になると議論整理や各党が憲法に触れないことへの不満の表明、さらに『毎日』（3月29日）や『時事』（31日）の他、「米ソどちらかに与するしか道はない」とする『栃木』（29日）は再軍備推進、「まず米軍撤退とアジアへの友好が必要であって改憲を主張する鳩山派は再軍備の順序を誤っている」という『国際』（4月7日）は再軍備・改憲反対の社説を掲載したが、大半の新聞は自社の見解を明らかにすることを避けた。全体に吉田対反吉田という保守勢力の内紛に関心が集まり、再軍備を含め政策論議に関する論説が少なくなったことも指摘できよう。

選挙結果は吉田自由党が過半数割れするも鳩山自由党、改進黨も現議席を割り込む「敗北」をした。一方、社会党は議会における改憲発議阻止に必要な3分の1以上の議席は確保できなかったものの議席を増やし、特に護憲を明確にした左派が大きく伸び初めて右派を上回ったのだった。この選挙結果を憲法と絡めて論評した新聞はごく僅かであった。だが2週間後の憲法記念日社説は選挙結果の影響を色濃く受けることとなる<sup>14)</sup>。

すなわち選挙結果のうち、改憲反対勢力が3分の1に達しなかった点に注

目したのが『読売』（4月27日）であり、『読売』は3日社説で第9条第2項は行き過ぎで自衛権は当然国家に付与されるものとして改めて9条改憲を主張した（なお『読売』は、一方で「平和主義と民主主義」という「新憲法の精神」自体は擁護すべきで「憲法の精神を放棄するような改正は許されない」とも主張している点もその後の『読売』の論調を考えた際注目すべきだろう）。しかし、この『読売』の主張に同調した新聞はなかった。『伊勢』やこれまで再軍備目的の改憲を主張していた『栃木』（4月22日）は、『読売』とは逆に選挙結果を「改憲推進派（＝鳩山派、改進黨）の敗北」であって「憲法改正を国民は望んでいない」と結論付けており、『北海道』になると「古い意識」と「外からの要請」に基づく改憲論が今度の選挙で敗北したのは明らかでこの機会に憲法の意義を一層理解する努力を求めている。さらに、前年は9条改憲を主張した『熊本日日』も選挙を受け「新憲法の原則が未だ定着していない」ので国民に憲法の将来についての考察を求めるとの主張に止めるのであった。

この『熊本日日』のような議論喚起を説く社説として、他に憲法審議会設置の提案が『朝日』『毎日』『西日本』の社説で提示されているが、この審議会提案が1953年憲法記念日の特徴の一つといえよう。ただし、『朝日』『西日本』は改憲慎重の立場に立ちつつ、高まる憲法論議と最高裁が憲法裁判所といえない事実から議論の受け皿としての審議会と位置付けるのに対し、『毎日』は再軍備、解散権、二院制、国民審査等の問題を抱えた憲法という理解から「憲法の精神を維持」しつつ「官民合同の調査機関設置」を求めるものであった。

なお1953年の憲法記念日に憲法社説を掲載した他の新聞は、全て改憲に反対ないし慎重であった。『徳島民報』は平和憲法擁護を主張したほか、（2月社説と同様）『徳島』は国民投票法挫折を評価し、『南日本』は改憲論を「安易で感情的」と指摘している。さらに『信濃毎日』は「現憲法無効論」を批判し、『東奥日報』は「9条改憲は根本的改憲」であるからより慎重であるべきとしている。そしてこれらの新聞は、吉田政権の諸政策が憲法を軽視な

いし形骸化を図るものと批判した点で一致していた。こうした中、最も日本国憲法を評価したのが（1948年には「民主化完成」の立場から改憲を主張した）『国際』であり、同紙は「大国を相手にできる軍隊をもつことは不可能」であるがゆえに「軍隊なき自衛」を徹底しなければならず、吉田内閣の下での「天皇復活」の兆候や中国をはじめアジアとの関係を考えても「平和主義と民主主義」を掲げる「日本憲法は世界に最も誇ることができる憲法」と主張するのであった。

### （3）1953年7月—1954年12月

#### ①再軍備改憲論高揚から全面改憲論へ（1953年7—12月）

以上のように、1953年憲法記念日の時点では声高な改憲の主張は一旦影をひそめた。しかし53年後半に入ると、再び憲法改定の主張が強まるようになる。というのも、内政・外交両面で改憲を後押しする出来事の発生、体制構築が急激に推進されたためであった。すなわち対外関係では、7月からアメリカとの間でのMS A交渉が開始されると改憲を伴う本格的再軍備要求が強まった。アメリカの要求は10月からの池田・ロバートソン会議で顕著にみられたが、極めつけは11月19日来日中のニクソン副大統領が「憲法第9条はアメリカの誤り」との発言であろう。もっともニクソン発言に呼応し改憲を主張する新聞は「年来の肩のシコリが取り去られた感」という『栃木』（11月27日）や『時事』程度であって、他紙は冷静な態度をとっていた（『栃木』『時事』（10月27日）は「久保田発言」による日韓交渉決裂の際にも「韓国にないよう」再軍備=改憲を主張している）。

また国内政治については、4月の総選挙で過半数割れした吉田首相（自由党）が改進黨、鳩山派自由党との連携を模索（例えば9月27日吉田・重光改進黨総裁会談による自衛隊創設合意、11月17日自由党に憲法調査会を設置することを条件に鳩山が自由党復帰）する中で憲法改定が現実の政治課題に浮上した。なお自由党憲法調査会は、12月15日岸信介を会長に発足している。

こうした憲法をめぐる現実政治の進展に対し、新聞論説はどうであったかという、（交渉の秘密主義も含めた）吉田政権のなし崩し的再軍備と改進黨が主張していた再軍備合憲論は共に批判的であった点、社説でこの問題を取り上げた全紙が一致していた（『熊本日日』9月4日社説が「カブト虫」自衛論として改進黨に一定の評価を与えたが、同社説でも「国民の賛否を問わずして再軍備可能は納得できない」としている）。ではどう対処すべきかとなると、この時期は改憲論が高まっており、保守連携が進展した9月以降改憲を主張する社説が登場するようになる。

すなわち、『読売』は9月22日「吉田首相独特の論法」は限界があり、憲法は「不磨の大典」でないとして9条改憲を改めて主張し、『東京』は9月初旬に行った独自の世論調査<sup>15)</sup>を利用しつつ、「憲法改正をタブー視すべきではない」（9月15日）とする。『東京』は10月以降も第9条以外に第22条（職業選択の自由）は徴兵制導入の関連から改定すべき（10月19日）であり、また憲法は「おめでたい理想」に依拠するが実際は「日本弱体化政策の一つ」（11月4日）と主張している。『時事』の場合、現状は改憲困難との認識も示しているが（8月31日）、元々「第9条の精神は日米安全保障条約と共に2年前に既に死灰」（11月4日）という立場で改憲は主張するまでもなく当然の帰結に過ぎないとしていた。そこで何回か保守合同による改憲実現を呼び掛け（10月24日、11月9、28日）、9条以外についても差し当たり知事直接公選廃止を主張するようになった（11月25日）。

11月に入ると、『栃木』（11月27日、28日）や「占領下に制定した憲法」ゆえ「改憲するのに遠慮は無用」で第9条、参議院、予算修正権、解散権、地方公共団体首長の直接公選に不都合があったとした『熊本日日』（11月30日）も改憲を主張している。『河北』の場合、9月時点で「防衛力漸増はサンフランシスコ講和で約束済み（9月3日）」としていたが、「平和勢力は国際政治に無知」で「なし崩しは憲法に対する信頼を崩す（11月10日）」という立場の下、「日本国憲法はいずれ改正されるであろう」。そして「翻訳調の憲法

から日本語の憲法を持ちたい」が「統帥権、天皇元首化、軍法会議が挙げられる危険」があると指摘して改憲に関する政治家の責任の重さを強調している(12月18、23日)。さらに『毎日』は、吉田の憲法解釈や再軍備を批判しつつ現実と憲法のズレが明白になったと再三主張している<sup>16)</sup>。ただし『毎日』は憲法を改定すべきとまでは主張しなかった。

一方、元々改憲に慎重ないし反対の新聞の方はこの時期歯切れが悪い。『北海道』は改進黨の方針や防衛力増強を「憲法の形骸化」と批判し(9月6日、11月5日、12月16日)、『国際』は憲法擁護運動を紹介している(7月24日、10月7日)。また自由党の憲法改正調査は吉田首相の選挙公約に反するという『信濃毎日』(10月9日、11月17日)や憲法に関する政府の方針や改憲論への不安を表明した『愛媛』(10月20日、12月16日)『山形』(12月11日)もあるが、これらの新聞は共に明快に憲法擁護ないし改憲批判を行っているとはいえない。こうした中、『朝日』は(もともと7月下旬以降、現実と第9条の乖離を指摘するばかりで不明瞭な社説が続いていたが<sup>17)</sup>)12月16日社説で「国土と国民を護る任務に終始する(中略)自衛力を作り上げるのに憲法の改正は要しないであろう。憲法を改正すれば、そこから一切の堤防が決壊する」と自衛権さらには保安隊をも容認しつつ9条改定を目的とした改憲にも反対する姿勢をはっきりさせている。

なお『中部日本』『西日本』は、9条と再軍備を中心とした改憲論議の高まりを受けて、それぞれ憲法研究の必要性(12月9日)や最高裁の違憲立法審査制の合理的運営の必要性(10月6日)を訴える社説を掲載している<sup>18)</sup>。

## ②1954年 = 「憲法問題の年」? (1954年1 - 4月)

前年後半からの改憲論の高まりを受け、1954年正月の社説は、今年の大きな課題の一つに憲法を挙げる新聞が共同配信も含め多くみられた(ただしそれ以上の見解は殆どない)。また新聞世論調査連盟による「自衛隊と憲法改正」と題した世論調査(前年12月調査)が地方紙中心に掲載されている<sup>19)</sup>。しかし国会が開会すると吉田政権が提出した数々の重要立法(MSA協定、教育

二法、警察法改正、自衛隊法等）や1月に表面化した造船疑惑に象徴される吉田政権の末期状態に対してより高い関心を示した新聞が大多数であって、憲法はまたも脇に置かれるようになる。

また前節でも少しふれた『中部日本』と『西日本』の場合、正月から精力的に憲法・再軍備問題についての特集記事を掲載している。『中部日本』は当時一線級の法学者（鶴飼信成、大石義雄、戒能通孝、長谷川正安、小島和司、金森徳次郎）による制定過程から憲法の規定・運営を含む討論会「日本憲法の分析」を計60回（1月3日—3月2日）掲載し、『西日本』も元旦からの1週間、有識者（発表順に金森徳次郎、林田和博、田畑忍、中村哲、原田綱、田上讓治）による憲法に関する論説を掲載している。ただし、これらの討論記録、論説は憲法をめぐる問題への理解を助ける役割は果たしただろうが、社説になると意見表明が却って難しくなったようである。『西日本』は1月4日社説で防衛問題を論じているが憲法には殆ど言及していない。『中部日本』の場合（恐らく前述の討論会で保安隊が憲法第9条に抵触するという点で全員一致したこと）「憲法全体が崩壊するのを防ぐために9条のみ改憲するのやむなし」とする見解を提示している（1月3日）。

こうした中、一部新聞は改憲、或いは改憲反対の主張を展開していた。改憲容認としては前述の『中部日本』の他、共同通信が第9条に加え、奴隷的拘束を受けないとする第18条、第22条の職業選択の自由、第76条の特別裁判所設置禁止規定も改定されるとして「憲法改正は現実の問題」になったとしている。この共同配信は、少なくとも6日『山梨時事』、9日『山形』『福島民報』11日『栃木』で掲載されたが、『栃木』は更に23日社説において「与えられた憲法」批判の他、「軍事力の保持に関してのみ憲法改正が考えられるものではない。自主独立国家として当然あるべき姿に統治の根本法を制定すべき」といい、「国情に合致しない」とする『東京』1月30日）と共に全面改憲を主張している（1月30日）。

ところが、旧来からの改憲派の中で『読売』2月15日社説は、「再軍備の

現実から出発した憲法改正とそれに便乗した全面改正」を区別し、天皇元首化や主権在民否定を包含した「全面的改正」は「焦点をぼかす」行為で心外と主張している。『読売』の見解は実は占領期からみられたものであるが<sup>20)</sup>、ここにおいて全面改憲論から明確に距離をおきだしたことは注目すべき傾向であった。

一方、改憲反対をとる新聞の中では『北海道』が踏み込んだ見解を提示している。すなわち、2月7日社説は日米安保体制を取り上げることで護憲・改憲両運動を批評している。改憲運動については「MSA体制下で真に自主的な民約憲法を創り出す条件、主体的政治力があるか」と当然批判するのだが、護憲運動に対しても「安保条約は違憲の疑いが濃い性格のもの、少なくとも憲法前文の精神に背く」とした上で「護憲運動は日米安保条約破棄に踏まえて立たない限り首尾一貫した国民運動にはなり得ないのでは」と注文を付けるのだった。また「終戦9年にして自由と権利に制限が加えられる事実を招来する恐れ(3月13日)」という『中国』や『愛媛(3月11、15日)』は、(両紙とも成立不可避とみた)重要立法問題とあわせ保守勢力による改憲を警戒する意見を載せており、『デーリー東北』は3月14日八戸で行われた有田八郎、中村哲講演会を紹介しつつ再軍備は「国民生活困窮、向米一辺倒」の点から「純正な理想からの逸脱」と批判している。護憲運動については、この時期片山哲を顧問とする憲法擁護国民連合が結成(1月15日)されたが、共同通信が両論併記的な論説を配信(『伊勢』『山梨日日』『徳島』等が掲載)したほか、これまでの論議と同様、『国際』(1月19日)が全面支持、『時事』(2月17日)は「共産勢力を利する」だけと酷評している。この点『毎日』も「憲法擁護に名を借る再軍備反対運動となるならば、憲法擁護は単なる手段であって、憲法に真剣に取り組むものとはいえない」と否定的見解を提示している(1月17日)。なお『毎日』『朝日』両新聞は、この時期論調に変化はない。『朝日』は保安隊のありように批判的で『毎日』は条文と現実のズレを強調していた。



### ③1954年憲法記念日

1954年憲法記念日は、この1年間の事態の進展を背景に前年よりは社説を掲載する新聞が増えた<sup>21)</sup>。ただし『中国』『河北』などは憲法を直接論じてはいない。

まず全国紙では、これまで明確な見解を避けていた『毎日』が第9条の他、「首班選挙、解散、衆参両院の性格、最高裁判事国民審査、議員立法や予算の増額修正権」などを列挙し、これら「憲法と現実の矛盾が多すぎる」ため「改正への意思をはっきり持つべき」とついに全面改憲を主張したのが大きな変化であった。『朝日』『読売』はこれまでと同様の主張を展開したが、『読売』の場合2月社説と同趣旨（9条改憲推進と全面改憲反対）であった。

次に地方紙をみると、前年に比べ改憲容認の社説が増えたことが特徴といえる。すなわち、「押し付け」ゆえ「全面的に憲法を作り直す」ことを主張する『福島民友』『栃木』（ただし『福島民友』は具体的改正点を指摘しないのに対し、『栃木』は労働諸法、個人の尊厳、男女同権、共産党合法化も含め憲法批判を展開するという大きな相違がみられる）、1月時点で改憲容認の共同配信（『山形』『山梨時事』）と『中部日本』の他、『東奥』『南日本』が改憲容認の立場に立った。ただし「憲法改正がようやく現実の問題になってきた」という共同配信はともかく、他は「場合によってはやむなし」程度の主張であり大幅改憲には警戒姿勢をとっていたことは注意しなければならない。すなわち、『中部日本』は改憲論の中に「旧憲法と同様の軍隊再現、天皇中心主義、人権軽視の傾向」がみられるといい、『東奥』は「改正は部分的技術的にとどめるべき」で憲法空文化や全面改正は不適當と指摘している。『南日本』に至っては「憲法改正を軽々に言うべきでないが事態の推移はもっと明朗化されねばならない」ため「憲法改定の日程が必至であるとしてもこれを遵守する態度が必要」との主張であって、改憲を積極的に容認したわけでないのは明白だった。

一方、改憲反対の立場を明確に主張しているのは「平和を念願するが故に

憲法を守りたい」という『愛媛』、重要立法、特に教育二法批判から憲法擁護を明確にし「世界が平和に向かいつつあるのに憲法を改正しなければならない我が国の立場は一体どうしたことか」という『岩手』、「性急な再軍備が日本の将来にとって幸福でない理由を明らかにし」「大地に足のついた憲法擁護運動の起こることの望む」とした『西日本』、それに保安隊の海外派兵の危険を指摘し、憲法の全面改正は「主権在民を根底から覆す思想」と批判する『北海道』が挙げられる。なお『北海道』は、改憲派は「9条改憲をほかすために全面改憲を持ちだした」と指摘するが、同様の認識は『信濃毎日』にもみられ「家族制度復活の方が国民の感情的反発が少ないとみているのではないか」としている<sup>22)</sup>。ただ『信濃毎日』は「われわれはもっと日本の憲法に自信を持つべき」としか主張しておらず、これまでの改憲反対の主張を後退させたようにも読める。

なお、改憲か護憲かの明確な意見表明をさけた新聞（議会政治擁護を訴えた『徳島』の他、『山梨日日』『デーリー東北』外部論説、『伊勢』コラムなど）の論説は、吉田政権の憲法軽視、現実と理想のズレを嘆く点、共通する内容であったことを指摘しておく。

#### ④保守政党の憲法改正案の波紋（1954年7-12月）

憲法記念日にはやむなしも含めると改憲容認の社説が多数となったが、間もなくこの傾向に大きな変化が生じた。原因は、改憲目的の憲法調査を進めていた保守党（自由党、改進黨）が改憲案を発表したことにあった。なお『朝日』『西日本』『時事』などは、この時期憲法に関する社説は掲載していない（『国際』は10月11日以降社説が「消滅」している）。

まず7月に改進黨改正案<sup>23)</sup>の一部、すなわち天皇を元首とする規定が明らかになったため幾つかの新聞が社説を発表したが、『読売』（18日）、共同配信（25日『山形』『福島民友』『山梨日日』）、コラムであるが『徳島』（21日）が反対、一方『東京』（8月28日）が賛成意見を明らかにしている。要するに天皇元首は西欧の立憲君主と同様の地位につくのと同意と解し天皇元首＝

反動に反発する『東京』に対し、他の新聞は「過去」の教訓、形式的とはいえ天皇を「政治の圏内に入れる」ことへの警戒から天皇元首に反発したのであった。

次いで10月（正式には11月5日発表）自由党憲法調査会が「日本国憲法改正要綱案」という全面改憲案を提起したが、これに対し7月の改進黨よりも遙かの多くの新聞が社説で取り上げ、大半が批判的であった。批判論を列挙すると、以下の通りである。『読売（10月20日）』『毎日（29日）』共同配信（10月20-23日『山形』『山梨時事』『徳島民報』『熊本日日（一部独自意見）』、11月18日『山形』『福島民報』『北海道（10月17, 20日）』『岩手（20日）』『中部日本（20日）』『中国（21, 24日）』『愛媛（25日）』『信濃毎日（29日）』。

これら批判派の特徴を指摘すると、まず憲法記念日では改憲容認であった新聞の多くが批判に回っている。具体的には『読売』『毎日』『中部日本』それに共同配信である。これらの新聞は改憲論を撤回したわけでないが自由党提示の改憲案には同調できなかつたといえよう。『読売』は自由党案の「家庭における孝養義務、国家に対する忠誠義務」について「モラルの問題を法律で拘束すべきでない」とし、『毎日』は「家族制度の廃止は人権尊重と切ることのできない関係で不都合があったからといって逆行するのは退歩」と反発している（ただし『毎日』の批判は家族制度に限定している）。共同は10月配信では「現憲法はいずれ改正すべき」だが、「改正に反対する人は現憲法の持つ進歩性が失われる危険性があるため（反対）」とした上で、自由党案は①アメリカの意向に合致するよう努力したのではないか、②緊急勅令復活等の措置で行政権が余りにも強くなるのではないか、③参議院改組・地方首长直接公選廃止は逆コースではないかと疑問視している。次いで11月配信は内容を詳細には検討していないものの「一部の改正には賛成するが全面的改憲には反対」で「自由党案は国民の幸福に有害な改憲」とさえ決めつけるに至っている。なおこの配信を掲載した地方紙のうち『山形』はさらに独自社説を掲載（10月26, 28日）し、公共の福祉による基本的人権制約、「家」

制度復活を批判している。

これらの社説でも示唆されるように、自由党案への批判論は、主に人権規定への改定、特に家族制度復活＝「血族的共同体」の保護規定や人権を公共の福祉なり法律でもって制限できることに集中しており、9条改憲への批判は『愛媛』と『中国』、それに後述の『北海道』や再軍備を進めるのに都合のよい社会体制を作る改憲と批判した『中部日本』でみられるものの、これらの新聞も含め主たる反対理由とはならなかった。家族制度復活への反発は、他にも「戦前民法と家族道徳強制ゆえ戦後の個人の尊厳と男女平等原則は当然の成り行き（『信濃毎日』）」、子が親の面倒をみないなど家族にまつわる問題の発生は、社会保障や経済の現状が根本要因であって、改憲と結びつけるのは筋違い（『山形』『中国』）「農家の家産制度認定は焦点をぼかして改憲支持を狙ったもの（『岩手』）」との指摘があった。

こうした批判の中で最も強硬だったのは『岩手』『北海道』であり、『岩手』は天皇元首、基本的人権の制限規定から「改正でなく新憲法廃棄」と断定している。『北海道』の場合、17日社説は家父長制、天皇元首制、黙秘権制限、国防義務、国家に対する忠誠義務、公共の福祉による基本的人権制限など改正案の問題点を列挙し、20日社説は「明治憲法への回帰に反対する」と題した上で自由党『日本国憲法が全面改正を要する理由』に対する全面批判を行っている。例えば、「日本の実情に疎い外国人によって起草」との改憲理由には「現憲法の基調をなす人類普遍の原理は西欧だけでなく福沢諭吉、植木枝盛らの苦闘の賜物であって、ポツダム宣言でも「民主主義的傾向の復活強化」といっている」といい、「現憲法は日本弱体化が第一義」には「東洋の先賢は国家存立の基礎として「信」と「食」を「兵」よりも重く見た。非武装規定が弱体化と考える前に「信」と「食」を充実させることが政治家の責務」と批判している。そして「国情にそぐわない＝翻訳調」には「そういう欠点がないとは断言できないが、少なくとも日米安保条約が無くなってからでも遅くないのではないか」と反発するのであった。

一方、自由党案を支持したのは『栃木』『東京』に過ぎなかった。この内『栃木』（18日）は「平和憲法護持の名において改正に反対するが如きはいかなる主張をもってしても日本人の立場を忘れていた妄想か片意地」と断定した上で自由党案を評価している。そして「翻訳臭の代表」である「天皇象徴」は明確に元首とし、指揮系統一元化を明確にした上で再軍備・徴兵制度・戒厳措置を明文化する。人権については「権利のみの主張で義務を軽視」には「勇敢な改正」が必要で、社会秩序維持のための人権制限や黙秘権廃止は勿論、「円満な家族制度を復活して個人主義思想を排撃することも検討」さえ主張するのであった。

『東京』の場合、自由党案を詳細に検討するのではなく独自の世論調査「憲法は改正すべきか<sup>24)</sup>」（11月5日掲載）の結果、改憲支持が多数を占めたことを根拠に自由党案など全面改憲を支持することを明確にしていた。そして「世論調査は国民の健全な常識を示している」のであるから政府・政党は積極的に改憲のための啓発を行う必要がある。しかるに改憲論が一般化しないのは「憲法擁護運動の展開と政府が改正に否定的態度」にあり、特に政府＝吉田政権について「現憲法制定公布の責任者であるが故に改憲の先頭に立てないというのであれば、よろしく他の人に道を譲るべきである。このことが案外改憲のもっとも大きな契機となりうるかもしれない」と改憲推進のためにも退陣することを『東京』は求めたのだった（11月6日）。この批判が決定打になったわけではないが、1か月後（1954年12月）吉田政権は改進黨と鳩山派で結成の日本民主党や左右社会党、さらには与党自由党からも退陣要求が噴出する中、総辞職に追い込まれることになる。

## II. 鳩山政権期の憲法論議と新聞論説

1954年12月10日鳩山一郎が首相に就任した。これまでの紹介でも明らかのように、鳩山はかねてから早期の明文改憲を主張しており、例えば1955年1

月22日の施政方針演説で憲法改正を明確に言明していた。ゆえに鳩山政権期の新聞論説は、鳩山首相をはじめとする政府並びに野党（社会党）の言動に反応したものが吉田政権に比べ目立っていたといえる。なお本章は石橋・岸政権（1956年12月—1957年憲法記念日）まで扱うことにする。

### （1）1954年12月—1955年5月（憲法記念日）

#### ①政権発足と第27回総選挙（2月27日）

政権を樹立したとはいえ、鳩山首相率いる民主党は少数与党であったため、1955年1月24日衆議院は解散し翌月総選挙が実施された。この時期の新聞の憲法論説は、解散以前の国会での論議と解散・総選挙の期間にまとまって掲載されている。

まず国会審議では鳩山首相の日本国憲法への姿勢が議論となり、12月22日参議院予算委員会で「自衛隊は違憲ではない」とする政府統一見解が発表されたが、これに対して自衛隊は違憲の存在であることも理由の一つとして全面改憲を主張してきた『東京』（12月23日）『時事』（23日）は、鳩山が改憲を主張したことには歓迎しつつも自衛隊合憲説には「ゴマカシ」と批判している。吉田政権を概ね支持していた『時事』の場合、「憲法第9条は間違い」と題する27日社説において「ソ連の侵略的攻勢」という脅威から9条は対応できないと強調しつつ、鳩山政権の対応について「自衛隊問題を吉田内閣攻撃の政争具に利用した因縁の為に今になっては自ら窮する」とも指摘している。

一方『中部日本』（23日）、『中国』（27日）、『西日本』（25、30日）は防衛問題解決を求める社説を掲載しており、『中部日本』は「憲法改正審議会」設置による実態と憲法のかい離の解消、『西日本』は最高裁判所の機構改革による憲法問題の法的処理を求めている。『中国』は1953年に指摘した「戦力」の定義の明確化を求めているが、その際「国家の自衛権は国家存在に伴う基本的権利」であるが「戦力」は「自衛力」を除く武力」と解し、その上で

自衛隊の現状を含めて防衛問題を次期総選挙の争点にするよう訴えている。この点、『北海道』（22日）になると「自衛隊を増強しない限り外国軍撤退は不可能」だろうが「外国軍駐留を認めた上での自衛隊増強は隷属軍隊になる」として（昨年2月と同様）日米安保と絡めての憲法論議の必要を指摘している。共同通信配信（22日『山梨時事』『伊勢』）もアメリカの存在＝日本の自主的判断困難とみているが、同時にアジアの緊張緩和気運や国民生活圧迫の中での日本軍隊増強への国民の不安、さらに制度上の理由（「議会で3分の2の賛成」）も挙げて改憲を困難視していた。

1955年に入ると、『北海道』（1月3日）『朝日』（4日）『西日本』（7日）『愛媛』（10日）が各党の憲法への見解を紹介した社説を掲載したが、既に前年のうちに態度表明をしていた『北海道』『愛媛』は勿論、『朝日』と『西日本』も保守政党（特に自由党）改憲案をそれぞれ「明治憲法的な逆コース的な「改悪」「旧憲法への逆戻り」と批判している。

一方、『河北』（6日）と『毎日』（9日）は改憲推進の社説を掲載しているが、両紙とも保守勢力とは一線を画そうという姿勢もみせていた。特に『河北』の場合、日本国憲法は「与えられた憲法」で「政治的スローガンで法律的に意味のない規定、法律で間に合うことまで憲法に盛り込んでいる」と批判する一方、「このような憲法をそのままにしておくことが「逆コース」の温床になる」とし「これ以上反動的な改正論をはびこらせないため」にも改憲が必要と主張している。

解散以降、新聞紙面は衆議院選挙が中心となるが、「憲法改正の是非」が選挙の争点の一つという認識が報道記事・論説ともみられた点、それまでの選挙とは異なっていた。ただし社説となると、例によって、各党（民主党、自由党、左右社会党）の見解を紹介・整理し、改憲に積極的だったはずの民主党が憲法問題に明確な態度を示さないことへの不満も示すが、自らの見解表明は避けるのが大半であった。例えば、『読売』（1月22日）『毎日』（2月9日）『信濃毎日』（2日）『中部日本』（3、18日）『南日本』（15日）『西日本』

(18日)、それに共同通信配信(11日『山梨日日』『伊勢』)は社説の題名に憲法を明記しているものの前述のような内容に止まっている。そうした中、『岩手』(4日)『東奥』(13日)は保守政党による改憲、共同配信(20日『山形』『山梨日日』)は改憲による民法改正=家族制度復活をそれぞれ警戒する論説を、他方『毎日』(2月20日)は「憲法を無条件に擁護するという(社会党の)主張には賛同できない」との見解を示している(なお憲法には触れていないが『時事』(2月25日)は明確に保守勢力への投票を呼び掛け、『北海道』(13日)は憲法擁護の立場をとる候補への支持を示唆する社説を掲載している)。

総選挙(2月27日投票)の結果、鳩山与党の民主党が第1党(185議席)と躍進する一方、左派社会党(89議席)をはじめとする革新政党も議席を伸ばし合計議席(162議席)が国会での改憲発議を阻止できる「3分の1」以上を突破した。そのためかどうか、選挙直後の新聞論説は淡々と事実を伝えるだけのものが大半だったが、改憲を主張してきた『毎日』(3月1日)と『栃木』(24日)は当然改憲ができなくなったことを認める見解を示している。ただし『栃木』の場合、「アメリカによって押し付けられた占領憲法を独立国の憲法として甘んずるか否かという決意の下に国民の良識に訴える時が必ず訪れるに違いない」とも付け加えた。なお総選挙後開かれた国会において鳩山首相は日本国憲法無効論を主張して紛糾する場面(3月29日参議院予算委員会、31日に発言取消)がみられたが、鳩山発言に反応する社説は皆無であった。

## ②1955年憲法記念日

総選挙から2か月後の憲法記念日社説は、当然というべきか、選挙結果の影響を強く受けた社説が目立っていた。ただし、影響の受け方において全国紙と地方紙の違いがみられた点がもう一つの特徴であった<sup>25)</sup>。

全国紙は基本的に論調の変化はみられなかった。ただし『読売』は前年の全面改憲批判に比べると再び9条改憲を強調しており、『毎日』の場合「慎重な検討のうえでの改憲」を主張する他、選挙で最も強硬に護憲を主張した



左派社会党への批判を展開している。すなわち左派社会党は「国会で絶対多数を占め、その政権を恒久化したうえで社会主義の原則に従って憲法を改正する」と主張している。従って同党の「憲法擁護は便宜的なもので本当は現憲法とは根本的に異なった構想」を持っているのではないか。一方で『毎日』は他党について「議會制度の根本を変えたり言論統制をおこなうような改正論はほとんどなく」「保守党の改憲論も修正論に過ぎない」と主張している（この点1954年時点の自由党案批判を一部修正している）。さらに『朝日』の場合、全体の論調は憲法擁護であるが、一方で選挙の結果改憲の可能性が当面遠のいたこともあって「（日本国憲法について）個々の内容、表現において手を加えるべき余地の存することはあながち否定できない」と技術的な「修正」を指摘する点、前年までの擁護一辺倒の主張とは一線を画していた。

一方地方紙の場合、これまで積極改憲論をとってきた『河北』が「憲法を現状にあてはめるのは無理があるという議論も成り立たないではなかろう」が選挙の結果改憲は困難になった。鳩山首相は選挙結果を受け「現憲法を自由に解釈する方向」ととっているが、「法治国家としての道義を守り、国民感情に対して率直な態度をとることを希望する」とストレートな改憲主張は控えており、また前年の憲法記念日で「改憲やむなし」ないし明確な態度を避けた新聞のうち、「実際の政治運営にも国民の日常生活にも改正を必要とする問題はない」という『信濃毎日』は改憲反対、改憲の是非は「軽々に対処すべきでない」という『南日本』は改憲慎重の立場を取った。『中部日本』の場合、再軍備可能な改憲と全面的改憲を区別し、全面的改憲を批判するという『読売』と類似の見解を示しているが、以上3紙は選挙結果を重視し（前年自由党案に代表される）保守勢力の改憲構想に批判的である点、一致していた。アメリカへの不信感にもじませた『北海道』や保守勢力の改憲論全般を批判する『岩手』『愛媛』、さらに『西日本』もそれぞれ憲法擁護・改憲反対の立場をとっているが、『西日本』の場合、（既に解散前に明らかになっていた）政府の憲法調査会構想についても、調査といっても改憲が目的である

こと、選挙結果は改憲不可で国民も「あえてすべきでない」と考えていること、内閣に設置するのは妥当でないことを理由に反対している。また『愛媛』は「日本国民が現憲法の精神、改憲の動向に無関心すぎる」ことを指摘して「国民の不幸を防ぐ意味から憲法の1頁を開こう」と訴えているが、この点共同配信（『山形』『徳島』）は憲法改定の是非には触れずに憲法の人権規定＝離婚、扶養料といった家族制度関連の現状を紹介することで憲法理解を訴える内容であった点、新しい傾向として注目すべき内容であった（なお『徳島』は「改憲論が叫ばれるとってこの憲法の背骨をなす人権の享受が妨げることがあってはならない」を加筆している）。

以上のように、1955年の憲法記念日の社説で改憲を積極的に主張する新聞は全国紙に限定され地方紙は（調査した新聞の中では）皆無であった。

なお社説ではなくコラム欄には憲法問題に触れた新聞では『デーリー東北』と『伊勢』、それに1953年暮れの時点では改憲を主張した『熊本日日』が「憲法を生かそう」ないし改憲批判、『東京』は「親の面倒をみない学生は今の憲法の思想だと当然」という形で日本国憲法を批判＝改憲を主張していた。

## （2）1955年6月—1956年5月（憲法記念日）

### ①保守合同（1955年11月）以前

総選挙の結果、実現が困難になったとはいえ、首相をはじめとする鳩山政権は早期改憲をあきらめたわけではなく、改憲を目的とする憲法調査会法案の提出・成立を図った。すなわち6月14日に政府・与党間で法案要綱がまとまり、27日清瀬一郎ら4人の議員立法の形で法案提出を果たすことになる。この憲法調査会法案に対する各新聞の見解は、法案を支持する『東京』（6月12日）『読売』『河北』（17日）と「改正」ありきの設置でメンバー構成に不安があるとして反対する『朝日』『西日本』（16日）『南日本』（17日）『愛媛』（19日）に二分されたが、要は改憲支持の新聞が法案に賛成、改憲慎重・反対派が反対という構図であった。ただし法案賛成といっても「改憲の為の調

査機関を設けるのは極めて妥当」という『東京』と「学識者を中心にした調査機関に徹するべき」という『河北』との間で温度差がみられたことも事実である。また『読売』は、これ以降翌年の憲法記念日まで憲法を主題した社説を掲載しなくなった。

ところが、法案提出の中心人物である清瀬一郎が「占領下の憲法制定はハーグ条約・大西洋憲章違反で天皇・日本国民も自由意思を表明できない状況で制定」（7月4日）、「日本国憲法はマッカーサー憲法」（5日）と発言すると、『北海道』（6日）『朝日』『西日本』『河北』『信濃毎日』（7日）『熊本日日』（8日）がこの発言に対し社説を掲載したが、「現憲法がマッカーサー憲法であることは事実」という『河北』を除き発言に批判的であった。『熊本日日』は「占領軍の圧力で制定されたが国内的には合法的に成立した」憲法には「不備があり改正するのに吝かであってはならないが長所を歪めてはならぬ」といい、『西日本』は押し付け憲法論について、明治憲法による改正手続き、二院制など日本側の意向も反映された点を考えると疑問であって、何よりも現政府が憲法を軽視することが問題という。『朝日』も『西日本』と同様の認識を示しつつ「憲法第99条で憲法擁護義務を負う国会議員が憲法を否認するような言辭を弄するのは奇怪」と清瀬を批判している。この点最も辛辣であったのは『北海道』であった。同紙は大西洋憲章第3条について「あらゆる国民が自らその統治形態を選ぶ権利を尊重する」の部分のみ清瀬は着目しているが、同条はこのあと「主権と自治が暴力をもってはく奪されたところの国民にそれが復活されることを希望する」となっている。戦前日本は治安維持法などによって「主権と自治がはく奪」された状態で「ポツダム宣言、その必然的延長としての日本国憲法によって主権の回復を保障」されたのが事実であって、清瀬はこの事実や大西洋憲章の条文を無視している。敗戦・占領と共に明治憲法は事実上崩壊していたことも考えると清瀬の一連の発言・主張は彼が明治憲法復活論者であることを示していると『北海道』は指摘するのであった。

結局、憲法調査会法案（清瀬発言を受け7日に『信濃毎日』は法案反対の見解を発表した）はもう一つの保守勢力である自由党の支持が十分でなかったこともあって審議未了に終わり7月末国会も閉会した。閉会日に『中国』は国会を回顧して鳩山による改憲構想について「9条のみならず、基本的人権の若干の制限、地方自治運営に制約」を加える点が特徴だと批判的立場から指摘している。この後敗戦＝終戦10周年にあたる8月15日に『東京』『毎日』が戦後を回顧しつつ、また数日後の『栃木』（23日）は憲法制定過程を紹介する社説を掲載して改憲の必要を訴えたが、今度は8月15日の砂田防衛庁長官談話（国防省創設、自衛隊の国防軍切り替え）や8月末に訪米した重光外務大臣による自衛隊海外派兵推進疑惑によって各新聞の政府批判が再び強まることになる（海外派兵を支持したのは『時事』だけであるが同紙は10月末に廃刊した。もっとも『時事』は1955年に入るとソ連との国交正常化に前向きな鳩山政権への攻撃が目立ち憲法への関心が相対的に低下している）。ただしこれらの問題を憲法と絡めて議論する新聞は『愛媛』9月5日などごく少数であり、また『河北』のような（政府の政策擁護とはいえないが）独自意見もあった（9月29日）。すなわち、重光問題について「ある者は海外派兵そのものを非とし、ある者はそれを憲法違反とした。そしてこの2つの理由の間にほとんど何の結びつきもなかった」とした上で「憲法を守れという議論は憲法を守れという議論で行き詰まり、なぜ憲法を守らなければならないかの実質的裏付けがない」。これは「日本の憲法の多くの考え方が日本人自身の生活や体験から湧き出たものでない」からではないか、という。なお『河北』は文化の日（11月3日）においても、文化生活の基礎となる憲法第25条、13条、19条が（9条と同様）死文化しているのが日本の現状とする社説を掲載している。

1955年10月鳩山政権の改憲姿勢への警戒も一因となって左右社会党が統一（13日）し、この社会党統一への危機感も一因となって翌月15日自由民主党が結成された（保守合同）。自民党は「現行憲法の自主的改正」を党の政綱

に掲げ改憲路線を明確にしていたが、この社会党統一、保守合同について、全紙が相当量の社説を掲載しているが、憲法問題を主にした、或いは両党政策と憲法を絡めた社説は皆無であった。

## ②保守合同以降の議会論議

保守合同によって鳩山政権は一旦総辞職し改めて第3次内閣を発足させた（11月22日）が、12月2日の所信表明演説で鳩山は憲法改正実現を改めて明言し、20日に召集された第24国会において憲法調査会案を再び提出する（1956年1月11日）など、党の政綱に従い改憲を全面に掲げる態度にでてきた。1月7日には改憲のため議会で3分の2以上の議席獲得や4月までに改憲案を作成する方針を政府・自民党が決定している。

こうした鳩山政権・自民党の方針についての新聞の社説となると、1956年に入ってから本格化するが、1955年にも改憲案提起を批判的にみる『中国』（11月24日）や「憲法の改正が政治上の争点であっていいのか」という問題提起（27日）をし、また憲法調査会法案に対して性急な結論に反対した（12月21日）『徳島』、それに改憲・護憲両派の主張を解説した共同配信（8日『伊勢』、9日『福島民友』『山梨日日』10日『山形』）や『熊本日日』（20日）の論説がある。1956年正月からは改憲問題への意見表明も幾つかみられるようになる。元旦の『熊本日日』「年頭の辞」は「我々は、憲法を便宜的に解釈する傾向を排して（中略）国内外政治の現実、国際連合の規定に鑑み、自主的に改正する必要を認める」として明確に改憲を支持する立場を明らかにした（なお「国際連合の規定」とは国連加盟の場合、国連警察軍参加の義務を負うとされることを指している）。一方『朝日』（3、6日）、『西日本』（19日）は、従来通り保守勢力による改憲に警戒する見解を明らかにしているが、この点『東京』3日社説は、改憲・護憲を両論併記したうえ自民党の改憲案について「天皇の権能を強め基本的人権を弱める印象」があると批判するなど、これまでの改憲推進論とは異なる見解を示している（ただし21日社説は改憲や憲法調査会設置に反対する社会党への批判であるが）。また『河北』（8日）

も改憲支持ではあるものの専ら憲法の文体と法律との融通性を論じていて改正の内容は問題とはしていない。

1月30日鳩山首相が施政方針演説で「1956年こそ憲法改正の年」と公言し、その後たびたび「問題発言」(31日「軍隊を持ってない現行憲法反対」、2月29日「自衛のため敵基地を侵略してもよい」、3月8日「自衛隊は違憲の疑いがあるが国会が認めたのであるから憲法解釈を変えてもよい」)を繰り返したこと、また2月中旬から憲法調査会法案審議が進展したこともあって、新聞社説での見解表明も活発となり、新聞調査連盟の世論調査「憲法改正と再軍備<sup>26)</sup>」も掲載されている(ただし小選挙区法案の方が重要とする新聞が殆どであったが)。全国紙では『朝日』と『毎日』がこれまでと同様の立場からの社説を掲載している。『朝日』は「改正ありきの調査会」ゆえに改めて憲法調査会設置に反対(2月17日)し、失言の続く鳩山の「ジレンマ」を批評する論説を掲げている(3月10日)。一方『毎日』は「結論だけで争うな」としつつも「憲法は日本を無力化する政策の現れ」と断じ(2月1日)、社会党については憲法調査会支持を求め(17日)、かつ国際司法裁判所・国連・極東安全保障体制確立という「武力以外の手段」を模索する同党防衛政策、憲法前文と9条を要約したものと(『毎日』はいう)同党の自衛権解釈を「非現実的」と批判した(3月13日)。

地方紙についても、基本的に各紙はこれまでと同様の立場をとっていた。すなわち改憲推進：『河北』『栃木』『東京』『熊本日日』、改憲慎重・反対：『北海道』『岩手』『信濃毎日』『中国』『愛媛』『西日本』『南日本』である。また共同通信は、憲法調査会法案を解説する論説を配信(2月17日『岩手』『山梨日日』『伊勢』『熊本日日』18日『山形』『福島民友』19日『東奥』)しているが、解説・注文型の社説を掲載したのは『中部日本』(2月1、17日)『山梨日日』(1日)、『徳島』(17日)であった<sup>27)</sup>。

改憲派の新聞社説は首相の一連の発言に問題があることを認める一方、社会党の反応への批判(『東京』2月2、5日、『河北』2月3日)、現憲法の「非

現実性」を指摘して自衛権があるなら交戦を認めたことと同じと主張（『栃木』『熊本日日』3月14日）する内容であった。『河北』の場合、自衛隊の違憲論議について「何人も承認しなければならない国の意見」を「何らかの方法で早く公定すべき」とも主張している（3月10日）。

一方改憲反対派の新聞（『信濃毎日』『愛媛』は2月のみ、『南日本』は3月のみ掲載）の場合、鳩山発言批判もさることながら、保守勢力が目指す改憲構想や現憲法軽視の姿勢への警戒（それゆえに「超党派的改正を偽装するための調査会」とする『信濃毎日』に代表されるように憲法調査会設置にも反対）を背景としている点で一致していた。この時期最も熱心であったのが1956年の初頭から外部論説も多く掲載した『中国』であるが、自民党の改憲意欲について、改憲理由が再軍備目的ぐらいしかわからず（2月23日）、「押し付け」というが「占領の威嚇下で対等な平和条約締結は不可能」なため講和条約等も「押し付け」のはずなのに憲法のみ「押し付け」というのは不思議（18日）で「マッカーサー憲法」という表現は「現憲法を嚴重に検討した国会に対する不信の表れ」（3月17日）と批判している。そして自衛権と戦力の限界については、自衛権行使の範囲をできるだけ狭くとるべき（2月3日、3月6、10日）と主張し、安易な改憲を批判するのであった。

4月に入ると自民党憲法調査会から改憲構想提示の動き（28日「憲法改正の問題点」）がみられたが、これに関連して『栃木』は全面改憲を支持する社説（4月4日）を、「憲法はもらいものの中で一番素性がよい」という『山形』（19日）や『福島民友』コラム（18日）は改憲を危険視する見解、さらに『中国』も自民党の動きを「国家に対する「挙国一致」など国家意識が国民を支配する最近の米国」を「形式的にまねる」もので「独立と言いながら翻訳調を一步も出ていない」と皮肉をこめた社説（26日）を掲載している。

### ③1956年憲法記念日

1956年の憲法記念日の憲法社説は、国会で改憲の是非をめぐる論議の高まりや調査会法案の審議中であったことを反映し改憲の是非や憲法の評価を論

点とした内容が主であった。そしてこれまでの見解を変える新聞もいくつかでてきた<sup>28)</sup>。

全国紙では、去年6月以降沈黙していた『読売』が改憲慎重論に転換したことが注目される。「憲法改正は急がぬ方がよい」と題した社説で『読売』は、「憲法は自主的に制定すべき」としつつも「新憲法は(中略)今や血になり肉になっている」という。改憲については「伝えられる憲法改正案」は天皇元首化、権利制限、家族制度復活など「我々の危惧が空虚な心配でない」と思わせる内容で賛同できない。結局「憲法改正のごときは国の大事業であり駆け足ですべきではない。そして現在改正を急ぐ要因は何もない」とまとめている。『朝日』『毎日』は去年と同様であるが、『朝日』は憲法擁護をより強め、『毎日』は改憲が必要としつつ現在の感情的な憲法論議を批判する論を展開していた。

地方紙も、5月3日に限定すると改憲支持の新聞は皆無で改憲反対が圧倒的に優勢であった。前年慎重論の『南日本』、明確な判断は避けた『山梨日日』。さらには共同配信(『山形』『山梨時事』)も改憲反対の立場をとるに至っている。そしてこれらの新聞とこれまで改憲反対であった各紙(『北海道』『岩手』『信濃毎日』『中国』)は、自民党推進の改憲構想に対し「憲法の基本」を崩す極めて危険な内容と批判する点で一致していた。例えば『山梨日日』は「敵基地攻撃、紀元節、天長節式典強制」といった事実を指摘しつつ「戦後11年にして民主主義最大の危機が到来した」と評しており、『徳島』や共同配信は現憲法の問題に触れつつも「自衛のための最小軍備が徴兵制復活、旧家族制などの復活を招きかねない(『徳島』)」としている。口語体で憲法を「平和主義」で「世界に通じる立派なもの」とする『中国』をはじめとして、日本国憲法を積極的に評価しようとする新聞も幾つか見られた。なお『北海道』の社説は自民党がまとめた『憲法改正の問題点』への全面批判を内容としている。

一方、そもそも憲法に関する議論・国民の関心が不十分な点を指摘する新



聞も目立っている。「国民は憲法を読んでいるか」と問いかけた『中部日本』の他、前年は改憲反対であった『西日本』は「改憲反対のスローガンで自陣を固めればよい」社会党の姿勢をも批判しつつ「改憲云々の機は熟していない」とする。さらに従来通り「現実と憲法の基本精神に矛盾が存する」として改憲を滲ませた『河北』も「意見なしの状態では憲法が左右され国家の運命が決まるのは恐るべきこと」として啓発活動の必要を訴えるのであった。

なお3日社説で改憲を主張した新聞は、調査した範囲では皆無であった（『東京』朝刊の特集論説記事は憲法研究会<sup>29</sup>「新日本国憲法草案」を紹介し、『熊本日日』コラムが「平和を叫んで自衛権すら否定する」憲法を批判している）。もっとも、5月8日の『栃木』はこれまでと同様、「朝鮮動乱は日本を狙うソ連の陰謀」とした上で「ナンセンスな戦争放棄、権利のみの人権尊重、家族制度の抹殺」を指摘し「（現憲法に）矛盾や不都合を感じない人は奇怪な存在」とまでいって自主憲法制定を訴えている。ただし同時に改憲の早期実現は困難との見通しも立てていた。

### （3）1956年6月以降

#### ①参議院選挙とその後

憲法記念日の2週間後（16日）憲法調査会法が成立したが、小選挙区法案の帰趨に関心が集中していたこともあって、『毎日』『信濃毎日』『愛媛』（17日）、『西日本』（18日）、『山梨時事』（19日）、『熊本日日』（20日）、『栃木』（26日）が社説で取り上げているが、大きな話題とはならなかった。結局、小選挙区法案をめぐる乱闘の末、6月3日国会は閉会（法案は廃案）となり次の焦点は参議院選挙に移った。参議院は衆議院と違って解散がなく任期6年で半数ずつ改選のため、この選挙は自民党が推進する改憲の為の発議が早期に実現できるかどうかを占う場となり、結果改憲の是非が最大の争点となった（なお自民・社会二大政党制＝「55年体制」が成立して初の全国規模の国政選挙でもあった）。新聞調査連盟の調査<sup>30</sup>、新聞の報道記事、社説にお

いても大半が「選挙の大きな争点」として憲法問題を挙げている（『西日本』6月14、19日、『熊本日日』7月7日『中国』8日は「憲法」「改憲」を社説の表題に掲げている）。しかしこれらの社説は論点整理のみであって、以前と同様、選挙期間中に社としての見解を提示する新聞は皆無であった。

7月11日投票の選挙結果は自民党61、社会党49であり、自民党が第1党を確保したものの社会党も大幅に議席を伸ばし、非改選分も含め改憲反対派が3分の1以上の議席を確保するのに成功した<sup>31)</sup>。つまり当面の「憲法改正」が不可能となったわけで、大半の新聞社説はこの事実を紹介している。特に、改憲派の『毎日』は憲法改正の挫折を認め、一方選挙区で自民党が敗北した『岩手』は「憲法改正阻止が共鳴した結果」と評している。そしてこれ以降、社説のみならず報道においても憲法問題は殆ど忘れ去られ、各新聞は長年の懸案だった日ソ国交交渉（1956年10月共同宣言調印）をめぐる内外情勢や首相の交代（12月石橋湛山政権、1957年2月岸信介政権）に関心を集中させるようになった。なお強硬な改憲論者で知られる岸首相も就任当時は憲法についての持論を封印していた。憲法調査会が選挙直後（7－8月）と翌1957年4月に社説でも話題となるが（56年『朝日』『東奥』『山形』『東京』『西日本』、57年『朝日』『山形』『栃木』『山梨時事』『愛媛』『西日本』）、これまで強硬に全面改憲を主張していた『栃木』さえ淡々とした事実の紹介に止めている。それ以外は『河北』（11月9日）と『中国』（2月18日）、が憲法問題に関する（政府）世論調査を取り上げているが、特に調査結果後の『中国』の場合、改憲云々を言う以前に国民の無関心・認識不足が大きな問題と指摘している<sup>32)</sup>。あと広瀬試案を『河北』（4月10日）が論評し「法律で済ますべき問題を憲法に入れようとしている」と批判を加えている。

## ②1957年憲法記念日

1957年憲法記念日は、施行10年ということもあって、今回調査した中では最も多くの新聞が社説で憲法を取り上げており、前年参議院選挙の結果もあって「改憲の是非」については改憲反対が大多数であった（『東奥』は「押

し付けによる改憲の是非は参議院選挙で決着した」とする)<sup>33)</sup>。これまで改憲を掲げた新聞の中では、「マッカーサー憲法」と呼ぶ『熊本日日』をはじめ、「一党独裁、永久政権は許されない」という『毎日』、「社会党も私権制限の為の改憲が必要」という『東京』は護憲を主張する社会党を意識しつつなお改憲を滲ませた主張を展開している。ただしこれら3紙の社説もこれまでの論議でみられた国論の二分化を懸念し、議論の喚起ないし国民の理解の促進により力点を置いていた。そのため近く（8月）発足する憲法調査会に期待を寄せている。

一方（前年の『読売』に続き）これまで改憲論に傾斜していた『河北』がこの年慎重・擁護論に転換した。すなわち「規定と現実のズレ」があることは事実で「憲法の理想はあまりに理想論に過ぎているかもしれない」が「恥ずかしい理想ではない」。そして改憲の動きについては「今の憲法」を「国を滅ぼした過去の憲法に逆戻りしてはならない」という。以上の『河北』のような「現憲法に問題があるかもしれないが自民党の改憲構想はより問題であって改憲の必要はない」とする見解は、『読売』『中部日本』『南日本』共同配信（『山形』『山梨時事』）、また「再軍備改憲論は基本的人権の制限を明確に指向」という『北海道』『朝日』、「不平等な日米安保条約や行政協定」が存在する状態で「自主憲法」は可能なのかと問う『信濃毎日』『西日本』など、自民党の改憲構想を批判する他の多くの新聞にもみられた。このうち『中部日本』と共同配信は現憲法の問題も強調しているが、それ以上に改憲論に批判的であった。『岩手』『南日本』は憲法記念日を祝わない政府の姿勢を批判しており、「日米地位協定、破壊活動防止法、ビキニ環礁」などの事例を指摘する『北海道』や『信濃毎日』は政府の憲法軽視姿勢を強く批判した。さらに前述の各新聞に加え、『伊勢』『中国』『愛媛』もより積極的に日本国憲法を評価し憲法擁護の姿勢を明確にするのであった。その上で「憲法の血肉化はまだまだ不十分」とする『北海道』、福祉や教育といった日本国憲法の「民主主義社会の実現の理想を貫きたい」とする『徳島』など、憲法

の理解促進や憲法の理想実現を訴える社説がこれまでに比べ目立っていたのも施行10年目の憲法記念日の特徴であった。

### Ⅲ. 新聞論説にみる50年代改憲挫折の原因―「まとめ」にかえて

#### (1) 事実確認

第1、2章でそれぞれ吉田、鳩山(石橋・岸政権を含む)政権期の憲法問題と新聞論説を紹介してきた。「はじめに」で指摘したように、まだ全ての新聞を検討したわけでないのであくまで「中間報告」ではあるが、まず今回明らかになった事実確認を行いたい。

第1に、独立回復から施行10周年までの憲法をめぐる新聞論説は、(今回は紹介しなかった)1952年と1955年の総選挙時の最高裁国民審査と解散権、毎年の人権週間関連社説も一定数あるとはいえ、憲法改定(改憲)の是非を扱ったものが圧倒的多数であった。この点興味深いのは、憲法制定期には議論の中心であった天皇制の問題が、改憲構想における元首規定(への反発)を除いて殆ど憲法論議との絡みで話題にならなかったことであろう。ただ憲法の意義・現状を解説する(占領期の「啓蒙型」に近い)社説は、1955年頃から少数ながらみられたようにもなっている。なおこの時期の「改憲」は、一部新聞(『毎日』『東京』)が社会党の改憲論＝「社会主義」に適合した改憲もしばしば指摘し、また『毎日』や『河北』の改憲論は(主観的には)保守勢力主導の改憲論とは一線を画そうとしていたものの、実際は保守勢力が主導し第9条を改定＝再軍備、または第9条に加え人権・天皇・統治機構など全面的改定を目指した改憲を指す言葉として理解されていた。

第2に、とはいえ、憲法に関する新聞論説は全体に活発であったとは言い難かった。今回約30紙の中央・地方紙を調査したことになるが、比較的積極的に議論していたのは半数程度に過ぎない。1954年頃から憲法論議は一定の高まりを見せるが改憲論、改憲反対・護憲論共にそれぞれ「常連」的な数紙

が比較的明快な見解を提示するのが実情であった。さらに1952-57年の間、節目や出来事があればそのたびに見解を発表した新聞となるとさらに少数になる。メーデー事件、重要立法、造船疑惑、小選挙区法案など他の重要案件があれば憲法は必ず脇に追いやられていた。具体的な新聞を紹介すると、例えば『中国新聞』は1956年以降憲法問題に熱心になるものの、1954、55年は憲法記念日も含め憲法への関心が低下している。また『福島民報』や『デーリー東北』などのように5年間殆ど憲法問題を社説で取り上げなかった地方紙もあった。今日ほぼ全ての新聞が憲法に関する社説を発表する憲法記念日についても、施行10年の1957年を除いて社説を掲載したのは半数にも満たなかった（ただし『栃木』『時事』『東京』など改憲派の新聞の中にはあえて憲法記念日に憲法を論じないところもあったことは考慮する必要もあるが）。

第3に、改憲の是非についての新聞論調は、全体的にはほぼ一貫して改憲慎重論が優勢であったことが明らかになった。この点、半谷氏の調査は1952-1954年（渡辺氏の場合は1955年あたりまで）を「改憲論優勢」と把握しているが、実際に新聞紙面で改憲論が優勢であったのは1953年後半から1954年前半までのごく限られた時期に過ぎない。例えば、1952-1953年の憲法記念日で改憲を主張する新聞は寧ろ少数に止まっていた（特に1953年は慎重・反対論が圧倒的である）。1954年憲法記念日は、半谷氏によると「改憲賛成25、反対8、その他7」と分類され、今回の調査でも最も改憲論に勢いがあったことが確認できる。ただし、これも実際は「内外情勢から第9条と関連条文のみの改定をやむなく容認」という非常に消極的、条件付き改憲も含めた上での改憲優位であったことや、東京発行の新聞の多くと共同通信が改憲容認であったことに留意する必要があるだろう。「1955年以降=慎重論優位」は先行研究と同様であるが、転機となったのは1954年後半の保守政党提起の改憲案への反発と翌年2月総選挙の結果であったとみられる。皮肉なことに、全面改憲を主張する鳩山政権が成立した1954年暮れの時点で既に新聞紙面での改憲論は衰退期に入っていたのであった。結局、実際の政治の上での改憲

論なり運動は、1956年参議院選挙の結果ひとまず「挫折」するが、新聞における論議では、それ以前から、或いは一時期を除き終始劣勢であったとまとめることができる。なお最後まで改憲論の立場であった新聞のうち、『毎日』『東京』は1960年代前半にその主張を事実上撤回している<sup>34)</sup>。

## (2) 改憲論挫折の理由考察

では、なぜ1950年代の憲法論議において改憲論は新聞論説で劣勢であったのか。改憲論挫折の理由や50年代の憲法論議の特徴とあわせて簡単な推測・考察を進めていきたい。

まず今回検討した新聞のうち、改憲に積極的だった新聞を列举すると『読売』『毎日(54年から)』『河北』『福島民友』『栃木』『東京』『時事』『熊本日日』と共同通信となるが、興味深いことに共同通信も含めて東京を拠点とする新聞と所謂「新興・復興紙(『福島民友』『栃木』、なお『時事』は東京発行)」に積極改憲が多く、既存地方紙は少数に止まっている。よく「都市が進歩的、農村が保守的」といわれ、また地方紙は地元有力者(多くが保守系政治家)との関係も指摘されるが、憲法論議については改憲を主張する保守勢力が強いとされる地方の新聞の方がより慎重であったのだ。

この傾向は、新聞の持つ性格に起因しているように思われる。すなわち、一般的に地方紙にはローカルな地元問題を優先する傾向がみられる(共同通信の解説・論説に依存する地方紙も幾つかみられた)のだが、加えて既存地方紙の場合「一県一紙」ゆえに、より不偏不党を意識した慎重な論調を掲げる必要があり、さらには日本国憲法・改憲といった微妙な問題を社説で論ずることを避けたのではないだろうか<sup>35)</sup>。これに対し新興紙、特に第2県紙と都市夕刊紙は部数拡大のためにも既存紙に挑戦し論説でも独自の見解を提示する傾向があり、占領期の『民報』『夕刊京都』といった左派系新聞はその代表例であった(なお地域紙は、地元密着記事が中心で中央の政治問題への論説はあまり力を入れていないとされる)。1950年レッド・ページ前後に左

派系新聞が華僑経営という特殊な新聞である『国際新聞』を除いて消滅すると新興紙で論説に力を入れる新聞は『時事新報』など殆どが非左派となった。今回調査した時期においてこれら新聞で改憲論が比較的強かったのも当然なのかもしれない。ただし一方で新興紙は絶えず経営難にあり多くが廃刊に追い込まれていた<sup>36)</sup>。そのため論説を含め「力量不足」の新聞が多かったことも事実である（都市夕刊紙の多くは社説が消滅し<sup>37)</sup>、また一部第2県紙も共同配信に依存していた）。なお東京発行の新聞については、一地域に数多くの新聞が競合する地域で読者層のすみ分けもできていた。それゆえ政治的主張と政策提言を行いやすい環境にあるとはいえる。ただし東京発行新聞の場合、地方紙に比べ中央情勢さらには日米関係に過敏に反応する傾向が強かったこともまた否定できない。

本論で触れてきたように、日本国憲法改定の動きは、1950年の警察予備隊発足による事実上の再軍備と1952年独立回復前後に明らかとなった憲法制定過程での「押し付け」から始まり、吉田政権のなし崩し再軍備への不満・批判、そして1953年後半以降のアメリカの圧力や保守勢力連携の動きの中で現実の政治課題として浮上した。前述した新聞もこれら「現実」に対応する形で「押し付け」「翻訳調」「憲法条文と実情のズレ」といった理由で改憲の主張を展開した。しかしながら警察予備隊発足以降、積極的に再軍備を主張し平和主義を批判したのは『読売』『東京』『時事』『河北』といった少数の新聞（大半が東京発行紙）に止まり、その後「押し付け」批判から『福島民友』『栃木』等も改憲論に加わるが、多数の新聞（多くが既存地方紙）は対米関係や保守連携といった時勢に流される形で「やむなく改憲容認」と追隨したのが実情であった。また吉田路線への批判の他、文体や現実に合わないといった憲法の問題点は数多く指摘されたものの、どこを改定すべきかとなると第9条を除いて甚だ曖昧なものに止まっていた。さらに第9条についても、戦争放棄・戦力不保持が「非現実」と断ずる点では一致するものの、アメリカとの軍事同盟的な方向を志向（『読売』『時事』）するか、或いは「日本軍

復活」の可能性を秘めた自主防衛を志向（『栃木』）するかでも意見が分かれたのだった。

この点、前述のように1954年以降明らかになった自由党案に代表される保守勢力の全面改憲構想は、法律をもって憲法に規定されている人権の制限や旧来の家族制度の部分的復活、国家に対する義務の強化といった基本的人権部分の大幅改定を盛り込み明治憲法への復古を志向するものであったため、占領期は日本国憲法の普及・啓蒙の一翼を担い、改憲といっても第9条と精々統治機構の一部改変を想定していた大半の新聞にとって受け入れがたい内容であったといえる<sup>38)</sup>。保守勢力による改憲案の提示とその直後の鳩山政権の成立は、それまで曖昧だった改憲の具体的な姿かたちを明確に提示した点では有意義であったかもしれないが、曖昧ゆえに様々な可能性を（高くはないが）秘めていた改憲論の分裂・解体を進める結果になった。親米の立場から第9条改定を主張してきた『読売』や「押し付け」理由の改憲を唱えた『福島民友』、さらに現実とのズレ解消のため第9条関連に限定した改憲やむなしとした多くの地方紙が続々と改憲論から脱落するようになり、1957年憲法記念日には、改憲派であるが平和主義・「反動的」改憲論双方に批判的で憲法と法律との関係などについて独自の意見を展開してきた『河北』も、保守主導の改憲を危険視して憲法擁護に転換するに至る。結局、保守勢力のいう全面改憲を支持したのは『栃木』『東京』、そして1955年に廃刊に追い込まれた『時事』程度に過ぎず、論議喚起という形で改憲の必要を滲ませる『毎日』『熊本日日』などを含めても改憲主張は少数に止まることになったのだった（もっとも、アメリカとの関係をどう考えるかとなると『栃木』と『時事』は見解を異にしている。『栃木』は人権規定も含め「憲法＝日本弱体化」を全面に出し「憲法を押し付けたアメリカ」への反発を滲ませるのに対し、『時事』は『読売』以上の親米ゆえに9条改憲を伴う軍事同盟を当然視し、また「民主主義の敵」＝「赤」には非寛容であるべきとして基本的人権の制限を伴った公共の福祉の「活用」、教育・治安立法の全面支持を主張し、米



軍の沖縄統治や水爆実験も容認していた)。

こうして改憲反対の新聞が多数を占めることになるが、これらの新聞は、保守勢力の改憲を「復古」とみなし、また吉田路線も「憲法の形骸化」と批判した点は比較的明瞭であったが、積極改憲論とは逆に第9条、殊に自衛隊や日米安保条約との関係になると歯切れが悪くなった(勿論、改憲論の新聞に比べ第9条の持つ画期性を評価していたことは間違いないが)。確かに、『北海道』は全面改憲につながるとの理由で9条改憲にも反対であったが、自衛権については警察予備隊発足当時から『北海道』も含め、ほぼ全てが自衛権、警察予備隊・自衛隊の存在を認めていた。従って、第9条と自衛隊との整合性を模索するという、吉田政権が苦慮したのと同様の難問を抱えることになった。安保についても『信濃毎日』『中国』『西日本』が行政協定や基地問題を指摘し、『北海道』になると安保廃棄をも視野に入れた議論を展開している。ただし、『北海道』や中国との関係を重視する『国際』はともかく、この主張は不平等な日米関係を是正せずに「自主憲法」を目指す改憲派への批判としては有効であるが、日米安保を抜本改革すれば改憲も可能との主張につながりかねない側面もあった。

この点、全国紙で一貫して「護憲」を唱えた『朝日』の場合、憲法と安保の両立、自衛隊の存在を容認した上で第9条を本格的再軍備阻止のための「歯止め」と理解する姿勢をとっていた。これは制定当時の憲法(第9条)理解からするとまさに「解釈改憲」といえる見解であったが、先行研究=半谷氏の調査によると1960年代に入ると多くの改憲反対の新聞が『朝日』と同様の理解ないし「第9条は規則でなく内外に対する政治的宣言」とした高柳理論を採用するに至っており、その上での「護憲」を主張するのであった<sup>39)</sup>。

また改憲反対の立場をとる新聞ほど、前述のように吉田政権が進めた「復古的」国内体制再編のための教育・治安立法を「憲法の形骸化」「逆コース立法」として批判し、経済的理由からの再軍備反対、さらには米軍基地の問題をも訴えてはいた。しかし何れの場合においても問題を憲法と結びつけて

論ずる点では不十分なものに止まっていた。例えば1957年憲法記念日における『デーリー東北』コラムは「憲法よりも国民生活を」と訴えている。確かに憲法論争に熱中して国民生活をないがしろにする政治への批判としては適切であるが、憲法が国民生活と結びついたものであるという視点が欠落していたといわざるを得ないだろう。さらにいえば、1953、54年を中心に多くの新聞が内外情勢に流される形で「改憲やむなし」の立場をとったが、改憲反対を主張する新聞の場合も多くは「慎重に対処せよ」「軽々に変えるべきでない」といった消極的・現状維持的な立場からの反対であった（今回の小論で「護憲」でなく「改憲反対・慎重」という言葉を多用したのはこのためである）。前述のように、特に「一県一紙」の既存地方紙の場合、慎重な論調を掲げる必要があったことは無視できないが、同時にこれらの新聞に日本国憲法制定期にもみられた大勢順応主義、横並び的な傾向が依然として強かったことも否定できない。ただし、このような慎重姿勢＝ある種の「保守性」が性急な改憲主張を抑制する契機になったとはいえよう。

こうみると、この時期の改憲に賛成の新聞、反対の新聞、何れの側にも様々な問題を抱えていたといわざるを得ない。ただし、こうした状況は新聞にのみ責任・問題があったとも思えない。というのも、今回主に地方紙に掲載された世論調査を脚注で紹介してきたが、何れの調査でも（概ね改憲賛成が反対を上回るという特徴も興味深い）「わからない」の比率が異常に高く、改憲の是非が最も大きな争点であった（とされる）1956年参議院選挙でも候補者の公約で特に重視する項目の中で「憲法改正」と答えたのは18.6%に止まっていた。憲法訴訟運動の端緒とされる朝日訴訟が開始されたのが施行10年から3カ月たった1957年8月であることも考えると、未だ戦争の傷跡が癒えず、国内の経済復興＝生活向上に精一杯であったこの時期の日本国民の間に、そもそも憲法の持つ機能や憲法と国内外問題との関係を考えたり、あるべき憲法について議論する環境が整っていたかどうかさえも疑問になってくる。少なくとも多くの新聞はその役目を十分果たしたとはいえなかったこと

になるが、そういった新聞の間でも1955年頃から憲法に対する国民の無関心・認識不足を指摘する社説が目立つようになったのだった。

従って、渡辺氏は「1950年代改憲策動は、他ならぬ憲法によって作られた戦後社会によってつぶされた」と総括しているが<sup>40)</sup>、施行10年までの新聞論説をみる限り「戦後社会」を過大評価しているように思われる。本論でも触れたように、多くの新聞が選挙結果という「国民の声」にも影響され改憲慎重の立場に立ったことや改憲支持が反対を上回っていた世論調査の結果も考慮すると、むしろ「1950年代改憲論・運動は、他ならぬ憲法によって規定された改正発議に必要な各議院の総議員3分の2の壁によってつぶされた」とまとめる方がより適切ではないだろうか。ただし一点、論議する環境が十分整わない中で、日本国憲法に比べ人権の制限や権威主義的な体制を志向する保守勢力の改憲構想に対して、現状維持的傾向の強い新聞を含めた多くが「復古的」「反動」と評価したことで「改憲＝反民主的」との理解・言説が形成され、現在に至るまでこの理解が地方紙を中心に定着していったことは間違いないといえよう。

## 注

- 1) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）参照。なお対象年代がずっと後（1960年代）であり新聞を対象としたものでもないが、地域ごとに憲法に関する意識・世論を研究した先行研究として、小林直樹編『日本人の憲法意識』（東京大学出版会、1968年）がある。
- 2) 小林孝輔「新聞・世論にみる憲法の十八年：その変貌の軌跡」（『法律時報』1964年10月号）、古関彰一「かつて読売は護憲を主張し、毎日改憲を訴えた：全国三紙「憲法記念日」の社説を分析する」（『論座』108号、2004年5月）
- 3) 半谷高雄「「憲法問題」に対する新聞論調の変遷」（『新聞研究』1964年7月号）
- 4) 山田晴通「「小規模紙」からみる新聞経営」（『新聞経営』第120号、1992年）、井川亮雄『戦後新興紙とGHQ—新聞用紙をめぐる攻防』（世界思想社、2008年）
- 5) 例えば、丸山重威『新聞は憲法を捨てていいのか』（新日本出版社、2006年）
- 6) 全国紙については有山輝雄『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』（柏書房、1997年）。地方紙も含めた論議は筆者がこれまでまとめた論文（「日本国憲法制定と地方新聞論

説：中間報告』『立命館大学人文科学研究所紀要』第88号 2007年、「新憲法制定と新聞論説』『立命館大学人文科学研究所紀要』第90号 2008年、「日本国憲法制定と新聞ジャーナリズム(1)』『立命館大学人文科学研究所紀要』第93号 2009年)。ただし拙稿はいずれも1947年憲法施行以降の論議が不十分であり、この点今後の課題(論文の準備中)である。

- 7) 社説で取り上げた新聞は以下の通り。1948年は『朝日(8月28日)』『毎日(8月16日)』『中部日本(9月7日)』『伊勢(8月18日)』『中国(8月23日)』『愛媛(8月15日)』『西日本(8月23日)』『東京民報(8月18日)』『時事新報(8月28日)』『夕刊京都(8月23日)』『大阪日日新聞(8月25日)』『新大阪新聞(9月27日)』『国際新聞(8月21日、9月14日、11月7日)。1949年は『時事新報(4月23日)』『国際新聞(4月26日)』『徳島民報(5月2日)』。
- 8) なお周知のように、朝鮮戦争勃発の前後に行われたレッド・パージにより多くの新聞関係者が追放されており、このことも新聞論調に一定の影響を与えていた。差し当たり、平田哲男『レッド・パージの史的究明』(新日本出版社、2002年)参照。
- 9) なお世論調査の設問は「再軍備のための憲法改正国民投票が行われたら」である。
- 10) 1952年憲法記念日に憲法を主題とする社説を掲載した地方紙は以下の通り(なお『朝日』『読売』『毎日』は毎年憲法社説を掲載)、『北海道』『福島民友』『山梨日日』『山梨時事』『信濃毎日』『中部日本』『熊本日日』『南日本』。
- 11) 半谷前掲論文は再軍備目的改憲について「はっきりした反対はなかった」として改憲論優勢と評価しているが、筆者は本文でも述べているように、「やむなし」が主であって積極的改憲は少数であったことを重視すべきと考える。
- 12) なお共同通信は1952年9月に世論調査も行っており、(1)再軍備は、すべき54%、絶対にやってはいけない35%。(2)再軍備する場合の憲法との関係は、現在の予備隊程度なら改正しないでよい23%、即時改正して正式に軍備をもて36%、改正するにしても情勢の熟するのを待て38%となっている。
- 13) 『愛媛』の場合、独立回復前にも同様の主張をした社説を掲載していた(1952年1月23日「国民投票法案は時期尚早」)。
- 14) 1953年憲法記念日に社説を掲載した地方紙は以下の通り(『中部日本』は破損のため判読不能)。  
『北海道』『東奥』『信濃毎日』『伊勢』『徳島』『徳島民報』『西日本』『熊本日日』『南日本』『国際』。なお半谷氏の調査では53年の動向についての言及はない。
- 15) ただし『東京新聞』世論調査(9月7-8日調査、14日掲載)は以下に記す通り、設問に問題があるように思われる。「問. 保安庁法が改正され外敵にもあたるということになった場合、現在の憲法は? 結果: 改正すべき41.2%、改正しなくてもよい29.7%、絶対改正せず5.5%、わからない22.6%。
- 16) 例えば9月4日「自衛戦力は違憲ではないか」、10月3日「自衛隊についての疑問」、11月4日「投げやりになった憲法解釈」など。

- 17) 例えば7月23日、9月7日、28日、10月3日、11月5日の社説など。
- 18) 特に『中部日本』は以下に記す通り、8月以降有識者の論説を多く掲載していた。8月27、28日金森徳次郎（MS Aと憲法改正問題）、9月7日、8日入江啓四郎（「戦力」と憲法改正）、10月9日長谷川正安（憲法改正論の前提）。
- 19) 世論調査の結果は以下の通り（12月調査、1月掲載）。
- ・自衛隊は軍隊と意思ですか  
 思う64.9% 思わない13.0% わからない22.1%
  - ・保安隊をこのような自衛隊に切り替えることに賛成ですか、反対ですか  
 賛成38.0% 反対30.5% わからない31.5%
  - ・政府は保安隊を自衛隊に切り替えるとともに、その数を増やすことになっていますが、そのためには憲法改正の必要があるでしょうか  
 改正すべき29.7% まだ改正しなくてもいい16.7% そのために憲法を改正してはならない10.8% わからない42.8%
  - ・（改正すべきと回答した人のみ）徴兵制に賛成ですか  
 賛成10.7% 反対17.8% わからない1.8%。
- 20) 例えば1952年1月8日「旧勢力の再登場に警戒せよ」は旧軍人勢力の復活を「逆コース」と厳しく批判していたし、2月2日「天皇神格化の傾向を警告す」も表題通りの主張をしている。
- 21) 1954年憲法記念日に憲法を主題とする社説を掲載した地方紙は以下の通り。  
 『北海道』『東奥』『岩手』『山形』『福島民友』『栃木』『山梨時事』『信濃毎日』『中部日本』『愛媛』『西日本』『南日本』。
- 22) こうした見方は後で触れる『東京』の世論調査（注24）をみる限りあたっていたといえよう。
- 23) 改進黨は1月の党大会で改憲の方針を明確にしていたが、これに対して『北海道』1月21日社説がごく簡単に触れている。4月に「憲法調査会」を発足させ、9月13日「現行憲法の問題点要綱」、11月10日「報告書」をそれぞれ発表している。
- 24) 『東京新聞』世論調査「憲法は改正すべきか」の結果は以下の通りであるが、国防の義務、黙秘権、財産相続、孝養の義務について改憲支持が多数という結果は、『東京』の調査と考えても興味深いものがある。この点、今回の課題としたい。
1. 憲法は改正すべきか  
 賛成47.7% 反対27.6% わからない24.2%
  2. 天皇の地位について  
 象徴62.1% 元首22.3% 廃止1.0% わからない13.3%
  3. 「戦力」不保持規定について  
 改正する47.5% 現状のまま37.6% わからない14.3%
  4. 憲法の中に「国防の義務」を規定すべきか  
 賛成58.1% 反対24.9% わからない16.4%

5. 黙秘権を犯罪捜査上制限することに  
賛成50.2% 反対25.8% わからない23.3%
  6. 財産相続について、今の一律平等性がある程度改正すべきか  
改正しない53.7% 改正する35.5% わからない10.3%
  7. 子の親に対する「孝養の義務」を規定すべきか  
賛成51.6% 反対37.6% わからない9.7%
  8. 国会（二院制）  
現在のまま42.3% 参院改正20.8% 一院制8.3% わからない28.0%
  9. 内閣総理大臣の国务大臣に対する罷免権を制限  
制限する49.5% 現在のまま 26.3% わからない23.0%
  10. 地方公共団体首長の公選  
知事 現在のまま78.7% 政府任命9.7% わからない12.7%  
その他 現在のまま78.6% 議会の選任 8.6% わからない11.7%
  11. 最高裁判所の国民審査  
不必要48.2% 必要25.1% わからない26.0%
  12. 「その他憲法について改正すべき点」 なし・わからない85.0%。
- 25) 1955年憲法記念日に憲法を主題とする社説を掲載した地方紙は以下の通り。  
『北海道』『岩手』『河北』『山形』『信濃毎日』『中部日本』『愛媛』『西日本』『南日本』。
- 26) 調査結果は以下のとおりである。
- ・憲法改正についての代表的な2意見（鳩山首相、野党指導者）どちらに賛成ですか  
鳩山首相35.6% 野党指導者20.4% わからない44.0%
  - ・自衛のための軍隊はある程度持つように憲法を改正した方がいいとお考えになりますか？  
ある程度軍隊をもつように改正46.4%  
軍隊をもたない今の憲法のままでいい27.5% わからない26.1%
  - ・憲法改正について  
全面改正6.3% 一部改正36.7% 改正する必要なし19.0% わからない38.1%
  - ・（改正派のみ）改正した方がいいのはどんな点ですか  
天皇3.7% 戦争放棄22.0% 基本的人権4.8% 国会3.2% 内閣2.1%  
司法2.9% 財政4.1% 地方自治5.4% どこということはいえない9.4%
  - ・改正の見通し  
保守党内閣が続いて憲法を改正する 23.9%  
なかなか改正までいかないだろう 30.4%  
わからない 45.7%
- 27) 他に『東奥』が「改正手続きからみた現行憲法」という11回連続の解説記事（主筆の楠見隆之進執筆）を掲載しているが、結論は改正慎重であった（1956年3月6－17日）。
- 28) 1956年憲法記念日に憲法を主題とする社説を掲載した地方紙は以下の通り。

『北海道』『岩手』『河北』『山形』『栃木』『山梨時事』『信濃毎日』『中部日本』『中国』『徳島』『西日本』『南日本』。

- 29) 念のために、この「憲法研究会」は1953年に神川彦松、大西邦敏、黒田覚ら法学、政治学研究者を中心に結成された研究会であり、敗戦直後にGHQの憲法草案に影響を与えた憲法研究会とは全く別の組織である。
- 30) 「新聞調査連盟：参議院選挙（6月15、16日調査）結果は以下の通り（憲法関係のみ）。  
第4問 あなたは候補者の公約のうち、次のどれを特に重視しますか  
憲法改正18.6% 日ソ交渉6.7% 生活に関する施策40.1%  
国会の暴力を反省しているか5.8% その他3.5% わからない25.3%  
第5問（憲法問題に関連し）今度の参議院選挙での期待する結果は  
自民党が3分の2以上獲得17.5% 社会党が3分の1以上獲得21.9%  
選挙後両党で和合25.6% その他1.5% わからない33.5%
- 31) 本論からは外れるが、筆者はこの参議院選挙の結果に関心をもっている。すなわち当選者は自民党61、社会党49、全国区は自民党の候補者乱立もあって社会党が上回り（19対21）、地方区得票率は自民党と緑風会合計51%、社会党39%である。これらの数字は社会党が自民党の半分強の得票率・当選者に止まった1958年衆議院選挙、59年参議院選挙と比べ社会党が相当程度善戦していることを示している。社会党に与えた影響や緑風会衰退も含めこれらの事実をどう評価すべきについては今後の課題としたい。
- 32) 1956年10月実施の政府世論調査の結果は次の通り（『中国』2月18日社説より）。  
・現憲法の内容について：全く関知せず35% 旧憲法との違いを明確に指摘できる36% 不明・漠然とした内容のみ指摘できる29%  
・憲法改正手続きについて：全く知らない66% 国民投票が必要を知っている27%  
・憲法改正に対する賛否：賛成29% 反対26% 一概に言えない9% 不明36%  
なお『中国』は2月9日に改めて自衛と憲法の関係を問いかける社説も掲載している。
- 33) 1957年に憲法記念日に憲法を主題とする社説を掲載した地方紙は以下の通り。  
『北海道』『東奥』『岩手』『河北』『山形』『東京』『山梨時事』『信濃毎日』『中部日本』『伊勢』『中国』『徳島』『愛媛』『西日本』『熊本日日』『南日本』。
- 34) 『毎日』は1962年に論議喚起を含んだ時期尚早論、翌年に改憲慎重ないし反対論へと転換した。『東京』の場合、1961年1. 憲法改正、2. 核武装を含む再軍備促進、3. 国府（台湾）を正統政府とする「一つの中国」という「編集三原則」を定め改憲主張を維持しようとしたが、経営悪化もあって1963年『中部日本』との業務提携に踏み切り、67年事実上吸収されることで改憲論も完全に撤回した。『東京』については『内幸町物語—旧東京新聞の記録』（内幸町物語刊行会、2000年）参照。
- 35) この点十分調査をしておらず推測にすぎないが、他にも改憲・復古志向の強い保守勢力といっても改進黨革新派に代表される消極論の存在や吉田と反吉田の抗争（当然地方にもこの対立は波及していたであろう）が長期間続いたこと、各種団体も完全に保守支持であったといえず社会党に近い組織が存在したことも既存地方紙の論調を慎重

なものにさせたと考えられる。勿論これは一般論であって各県毎に状況の違いがあったことは間違いない。例えば『熊本日日』は徳富蘇峰の単独論説を掲載していたし、地方紙の中で改憲反対が強かった『岩手』『信濃毎日』『愛媛』は外部論説をみる限り県教組をはじめとする教育界の影響力が一定程度あったように推測される。さらに今回調査した中で最も強く護憲を主張し「慎重な論調」ではない(ただし左派社会党支持ともいえない)『北海道』の場合はどうだろうか。差し当たり、「慎重な論調」といえない新聞を中心に新聞論調と当地の政治状況の関係について社史や県政治・社会史調査を行うことを今後の課題としたい。

- 36) 今回調査した新聞だけを見ても、『岩手新聞(岩手新報)』『石川新聞』『東海毎日新聞』『夕刊東海新聞』が1952年(なお上記新聞は憲法への論説は憲法記念日を除き殆どない)、『徳島民報』が1954年、『時事新報』が1955年に廃刊となった。
- 37) 今回調査した新聞の中では『大阪日日新聞』と『新関西』が社説・論説を設けていない。
- 38) この点、『朝日新聞』の社内資料(小川光男『憲法—当面の諸問題と改正上の論点(朝日新聞調査研究室報告社内用37)』1952年)を見ても、憲法再検討の対象は第9条と統治機構であって、人権規定は「緊急事態に対する措置」でのみ触れられている。なおこの資料は執筆直前に入手したため十分参照できなかった。今後の課題としたい。
- 39) なお小林孝輔、前掲(注2)論文は60年安保以降の新聞論調を自民党政権の解釈改憲路線に妥協的として批判しているが、9条問題に限定しているわけではない。
- 40) 渡辺治、前掲書、326頁。

本稿は、科学研究費補助金(基盤研究 C、課題番号21520696)「1950年代の憲法論議—地方ジャーナリズムを中心に」による成果の一部である。